

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	80 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	62 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	92 件
国民年金関係	38 件
厚生年金関係	54 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年9月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年9月から42年3月まで
② 昭和42年4月から同年9月まで
③ 昭和42年10月から46年12月まで
④ 昭和47年1月から同年3月まで

私は、結婚後に国民年金に加入して夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の昭和42年9月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料は現年度納付をすることが可能であり、夫婦の保険料を一緒に納付していたとする妻は、当該期間の保険料を納付済みであること、また、申立期間④についても、妻は当該期間の保険料を納付済みであることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、上記の申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立人の当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人の妻は当該期間の保険料を現年度納付していることが特殊台帳により確認でき、当該期間の保険料を夫婦一緒に納付することはできなかったこと、申立人及びその妻は、申立人の国民年金加入手続時の過年度保険料納付に関する記憶が曖昧であること、また、申立期間③については、上記の手帳記号番号が払い出された区から他の区に転居していた時期であり、保険料を一緒に納付していたとする妻も当該期間の保険料が未納であることなど、これらの期間の保険料を夫婦一緒に納付していたことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 47 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、地元の食品組合を通じて国民年金制度のことを知り、国民年金に加入した。加入当初に昭和 36 年度 1 年分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立人は、国民年金の加入手続直後に、納付すべき最初の 1 年分の保険料をまとめて納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 38 年 7 月に払い出され、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったこと、申立人が所持する国民年金保険料現金領収証書から、申立期間直後の昭和 37 年度の保険料は、上記手帳記号番号払出時から約 8 か月後の 39 年 3 月に過年度納付されていることが確認できること、申立人と手帳記号番号が連番で払い出され、申立人が保険料を納付していたとする申立人の弟は、資格取得日の 38 年 2 月までさかのぼって保険料が納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月から37年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から37年2月まで
② 昭和40年8月から42年12月まで

私は、昭和42年12月に帰国した際に、母から国民年金手帳を渡され、「学生期間の国民年金保険料は納付していた。」と言われたことを憶^{おぼ}えている。学生であった申立期間①及び海外に留学していた申立期間②の保険料は母が納付していたはずである。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①については、3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和36年1月に両親と連番で払い出されており、当該期間直前の昭和36年4月から同年11月までの国民年金保険料は納付済みであること、申立人の保険料を納付していたとする母親及び父親は国民年金制度発足当初から60歳到達時まで、当該期間を含め保険料をすべて納付済みであることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である上、申立人の所持する年金手帳には、被保険者資格喪失日が37年3月8日、次の資格取得日は平成6年4月21日と記載されており、当該期間について資格を取得した旨の記載が無いことから、当時再加入手続を行ったとは考えにくく、当該期間は未加入期間であるため保険料を納付することができないなど、当該期間の保険料を母親が納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月から37年2月までの期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月から同年6月まで
② 昭和42年7月

私は、会社退職後、昭和42年4月ごろに国民年金に再加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間を除き国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人及びその夫の国民年金の手帳記号番号は、連番で払い出されており、国民年金制度発足時の昭和36年4月から40年1月までの保険料を納付するとともに、その後同一事業所に勤務し、当該期間当初の42年4月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に国民年金の再加入手続していること、申立人の夫は当該期間を含め国民年金保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の特殊台帳には被保険者資格喪失日が昭和42年7月1日と記載されており、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付することができないことなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から同年10月まで
私の母は、私が21歳か22歳のころ、市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、それまで未納だった国民年金保険料全額を一括で納付してくれた。その後も平成10年に就職するまで保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年7月時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である上、当該期間直後の3年11月から4年3月までの保険料は、オンライン記録により過年度納付されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を一括で納付したとする母親は、加入手続き及び未納分の保険料を納付した経緯について具体的に説明しており、納付したとする保険料の金額は、当該期間の保険料を過年度納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月から同年6月まで

私は、市役所で国民年金第3号被保険者の手続を行った際に、市役所の担当者から申立期間の国民年金保険料の納付を指導されたため、全額を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年10月ころに、第3号被保険者の資格取得手続を行っていることが、オンライン記録により確認でき、当該時点で、申立期間の国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能であった。また、申立人は、市役所で第3号被保険者の資格取得手続を行った際に申立期間が強制加入期間であることを知り、2枚の納付書を作成してもらい、そのうちの1枚を使って当日市役所で納付し、後の1枚を使って後日郵便局で納付したと具体的に説明している上、市役所及び郵便局で納付したとするそれぞれの保険料額は、申立期間に係る現年度保険料額及び過年度保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7895

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から同年 6 月まで

私は、区役所支所で国民年金の第 3 号被保険者資格の届出をする際に、この未納分の国民年金保険料を納付しないと年金額が少なくなると聞いたので、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 5 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 63 年 8 月に払い出され、当該時点では申立期間の国民年金保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であったこと、申立人は保険料を納付した経緯を具体的に記憶していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、婚姻前の昭和50年11月に母親から婚姻先に迷惑をかけるわけにはいかないから、申立期間の国民年金保険料をすべて納付したと言われ、国民年金手帳を渡された。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月間と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立人の保険料を納付していたとする母親から申立期間の保険料をすべて納付していると言われ、自身のオレンジ色の国民年金手帳を受け取ったことを具体的に説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年9月に払い出されており、その時点で、申立人は、20歳時から申立期間直前の昭和50年3月までの期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付していることが確認でき、当該手帳記号番号の払出時点では、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7897

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から46年3月まで
私の義母は、私の国民年金保険料を自身及び私の夫の保険料と一緒に集金人に納付してくれていた。申立期間の義母の保険料及び夫の保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳は、婚姻日と同一の昭和45年12月*日に発行されており、保険料を納付していたとする申立人の義母及び義母と一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年12月までの期間及び57年10月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年12月まで
② 昭和57年10月から58年3月まで

申立期間①については、父が、私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を20歳から納付していたと父から聞いている。申立期間②については、当時、未納期間の納付書が何回か届き、私が保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年3月時点では、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、また、父親が保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親は当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

申立期間②については、申立人は、当時、未納期間の納付書が何回か届き、納付期限に遅れないように郵便局で納付したと説明しており、申立人が国民年金の再加入手続を行った昭和58年8月時点では、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、また、当該期間直後の58年4月から6月までの期間の保険料は過年度納付されていることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月及び同年2月
私は申立期間の保険料を納付書により金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、複数回に及ぶ厚生年金保険からの切替手続及び住所変更手続を適正に行っている。

また、申立人は、申立期間後の平成10年3月に転居しており、転居後に、申立期間の保険料を、転居前の区発行の納付書により任意継続被保険者健康保険料と一緒に金融機関で納付したと具体的に説明しており、申立人は転居前の区において申立期間を含む平成9年度の保険料の納付書を受け取っていたものと考えられること、健康保険料は申立期間を含め納付済みであることが確認できることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7904

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月及び同年9月

私は、申立期間の国民年金保険料を、夫の分と一緒に集金人に納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、昭和38年4月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間直後の46年10月及び11月分の保険料を46年11月23日に納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であった。

また、申立人が一緒に保険料を集金人に納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含め20歳時から60歳到達までの40年間保険料を完納しているなど、申立内容に不自然さはみられず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと推認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年3月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を昭和43年5月に過年度納付した領収証書を所持している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録では未加入期間とされているが、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す昭和43年5月22日付けの領収証書を所持しており、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は37年2月1日に強制加入被保険者から任意加入被保険者への切替手続を行っていることが確認できる。

申立人の任意加入日は、時期は不明ながら取り消されており、当該資格喪失処理により、申立期間を含む昭和37年2月以降の期間は未加入期間となり、保険料を納付することができない期間となるため、申立人は43年5月に37年2月から42年9月までの保険料の還付を受けている。

しかしながら、申立期間の保険料についても当該資格喪失処理に伴って、還付の手続を行うべきところ、平成21年11月に還付決議がなされるまで申立期間の保険料の還付手続が行われた事実は認められないことから、申立人は申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、資格喪失しているため被保険者となりえないことを理由として、申立期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から同年9月まで
② 昭和44年1月から48年7月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きをしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。母の強い勧めもあって、結婚後は私が継続して保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 36 年 2 月及び 48 年 8 月の 2 回払い出されており、2 回目は任意加入により払い出されていることから、2 回目に払い出された手帳記号番号では任意加入前の申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

申立期間①については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人は、1 回目の手帳記号番号で当該期間を除く昭和 36 年 4 月から 43 年 12 月までの期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。また、当該期間直後の期間の保険料は平成 21 年 10 月 27 日に納付済みに記録訂正されており、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況がみられる。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当時の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。また、申立人の1 回目の手帳記号番号の払出簿には申立人は昭和 44 年に不在者となった旨が記載されていること、特殊台帳には実家所在の区から婚姻時（40 年 11 月）転居

した市への台帳移管日が43年11月13日と記載されており、当該移管時点で申立人は更に別の市に転居していたことから、当該期間は不在者として扱われていたなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7915

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月及び同年 3 月

私は、結婚を機に国民年金の加入手続をした。それまで未納となっていた国民年金保険料をすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻した昭和 63 年 10 月ころに払い出され、申立人は、申立期間を除き 20 歳時の昭和 61 年*月から婚姻直前の 63 年 9 月までの国民年金保険料をさかのぼって納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、会社を退職後、区の出張所で国民年金の加入手続を行った。その際、職員から未納となっている過去の国民年金保険料を納付することができると聞いたことから、20 歳当時の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、会社退職後の第 3 回特例納付実施期間の昭和 55 年 4 月に払い出されていること、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料を第 3 回特例納付により納付した場合の金額におおむね一致していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の母は、国民年金制度が発足した時に自身と兄及び私の加入手続きをしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人とともに家業に従事していた申立人の兄は、母親が家族の保険料を 3 か月ごとに來ていた集金人に納付していたと説明しており、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致すること、申立人の国民年金手帳の記号番号は保険料を一緒に納付していたとする母親及び兄と連番で払い出され、母親は、申立期間を含め自身の保険料を完納しており、兄は、昭和 55 年 6 月に厚生年金保険に加入するまで国民年金加入期間の保険料をすべて納付していること（当委員会のあっせんに基づく納付済みへの記録訂正期間を含む。）など、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、申立期間当時、区役所から国民年金保険料の未納があると連絡を受け、その期間の保険料を納付した。それ以外の期間も、妻が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、昭和39年4月以降、申立期間を除き国民年金加入期間は国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が居住していた区が作成した国民年金被保険者名簿には「昭和40年10月1日手帳再発行」と記載され、当該時点では申立期間の保険料は現年度納付が可能であり、申立人は、未納を指摘された保険料を納付した経緯について具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成4年1月24日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年8月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から4年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。実際に勤務していたので、調査の上、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録では、申立人の離職日が記録されていないことから、申立人がA社にいつまで勤務していたか確認できないが、オンライン記録によると、平成4年1月17日付けで申立人の同年2月1日からの標準報酬月額の随時改定処理が行われていることが確認できることから、申立人が同年1月まで同社に勤務していたことは推認できる。

一方、オンライン記録では、申立人を含む多数の被保険者について、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年8月31日）より後の4年1月24日に、3年10月の厚生年金保険の標準報酬月額の定時決定がさかのぼって取り消された上で、4年1月24日に、同社における厚生年金保険の被保険者資格を3年8月31日に喪失した旨の処理がさかのぼって行われていることが確認できる。

しかしながら、A社は法人事業所であり、常時従業員が在籍していたことが確認でき、同社が厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなった処理及び申立人の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる処理等をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年8月31日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録処理は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、上記社会保険事務所の処理日である4年1月24日であると認められる。

また、申立期間のうち、平成3年8月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成4年1月24日から同年6月1日までの期間については、雇用保険の離職日が確認できないことから、申立人と同様に3年8月31日に厚生年金保険の資格を喪失した従業員に申立人の勤務状況を照会したが、申立人の勤務期間についての回答は得られず、勤務実態を確認することができない。

また、従業員が保管していた「平成4年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」によると、平成4年1月から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間のうち、平成4年1月24日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成4年1月24日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月1日から同年4月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の、源泉徴収票には就職日が昭和54年3月1日と記載されている。また、同年3月から55年11月までの21か月分の厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書及び昭和54年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、同年3月1日から正職員としてA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額は、給料明細書における昭和54年3月の報酬月額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主とは連絡が取れず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことか

ら、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年6月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正により記録の訂正を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された基準給与簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、基準給与簿における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとしており、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
10573	男		昭和21年生		106万9,000円
10574	男		昭和26年生		32万7,000円
10575	男		昭和22年生		96万4,000円
10576	男		昭和26年生		37万1,000円
10577	男		昭和22年生		85万5,000円
10578	男		昭和59年生		12万6,000円
10579	男		昭和58年生		14万2,000円
10580	男		昭和57年生		14万2,000円
10581	男		昭和60年生		12万6,000円
10582	男		昭和59年生		12万6,000円
10583	男		昭和54年生		20万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 1 日から 41 年 1 月 31 日まで
② 昭和 41 年 5 月 1 日から 45 年 9 月 10 日まで

年金問題が騒がれるようになり、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年後の昭和48年8月30日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者で、オンライン記録において脱退手当金の支給が確認できた者の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるが、申立人の上記被保険者名簿には、その表示が無い上、「脱」表示の無い者で脱退手当金の支給が確認できる者はいないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された従業員ファイル及びA社の元従業員の供述から、申立人がA社に昭和32年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、当時のA社の社会保険事務担当者は、昭和32年当時は、社員を大量に採用し始めた時期で、手続に大変時間が掛かってしまったことや、申立人の同社における厚生年金保険の加入日が入社日である同年4月1日と1か月ずれていることが、在職時に気になっていたと供述しており、申立期間の保険料は給与から控除をしていたと思うと供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和32年4月1日及び同年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した19名に照会したところ、回答のあった13名全員が同年4月1日の入社であり、そのうち4名が、入社月から厚生年金保険料の控除があったと供述している。

加えて、A社が昭和43年に名称変更した後のC社の元人事担当者は、厚生年金保険被保険者資格を入社時から取得した従業員と申立人において、資格取得日の取扱いを異にする理由は無いため、当時の担当者による手続の誤りがあ

った旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 32 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和59年6月21日から平成14年8月1日までの期間について、標準報酬月額に係る記録を、昭和59年6月は22万円、同年7月から60年9月までは28万円、同年10月から平成元年4月までは24万円、同年5月から同年12月までは44万円、2年1月から6年10月までは38万円、同年11月から8年9月までは34万円、同年10月から14年7月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月21日から平成16年2月1日まで
A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低い。給与支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が保険料控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和59年6月から平成14年7月までの期間における申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、昭和59年6月は22万円、同年7月から60年9月までは28万円、同年10月から平成元年4月までは24万円、同年5月から同年12月までは44万円、2年1月から6年10

月までは 38 万円に、同年 11 月から 8 年 9 月までは 34 万円、同年 10 月から 14 年 7 月までは 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録による標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与支払明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 14 年 8 月から 16 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額については、A 社は当時の資料を保管しておらず、申立人から給与支払明細書の提出は無いこと及び申立人が居住する自治体、同地域を管轄する税務署に当該期間の税務関係資料を請求するも、社会保険料の控除は無いことなどから、申立人の厚生年金保険料の控除を確認することができなかった。

また、申立人は平成 14 年 8 月から給与の遅配が始まり、給与支払明細書もこのころからもらっていないと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち平成 14 年 8 月から 16 年 1 月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月3日から同年9月4日までの期間に係るA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は、同年9月4日と認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の平成2年7月1日から同年7月2日までの期間に係るA社D支店における資格取得日は、同年7月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年9月3日から同年9月4日まで
② 平成2年7月1日から同年7月2日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。

本件の申立てが認められても、厚生年金保険の加入月数が増加することはなく、年金支給額に変更が無いことは承知しているが、申立期間①及び②はいずれも継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認め、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された在職証明書及び人事記録から、申立人がA社に継続して勤務していることが確認できる。

また、A社の人事記録及びA社健康保険組合から提出された健康保険資格証明書から、申立人は、昭和57年9月1日付けで、同社C支店から同社本店に異動し、同年9月4日から同社本店に勤務していること及び平成2年7月1日付けで同社本店から同社D支店に異動し、同日から同社D支店に勤務していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係るA社C支店におけ

る資格喪失日は昭和 57 年 9 月 4 日であり、申立期間②に係る同社D支店における資格取得日は平成 2 年 7 月 1 日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立人の被保険者資格の喪失日（平成3年11月30日）を平成4年6月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

申立期間③のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間については、申立人の資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人のB社における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間③のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち平成4年10月及び11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで
③ 平成4年7月31日から5年1月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち申立期間①に係る標準報酬月額の記録が事実と相違し、10万4,000円となっているが、当時月額24万円くらいの給与をもらっていた。給与明細書を提出するので当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、A社には平成4年5月末日まで勤務していたところ、厚生年金保険

の記録によれば、3年11月30日に資格を喪失している。申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

さらに、B社には平成4年6月1日から同年12月末日まで勤務していたところ、厚生年金保険の記録によれば、申立期間③に係る記録が無い。当時の給与明細書を提出するので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②については、雇用保険の記録から、申立人がA社に平成4年5月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年1月16日より後の同年8月25日に、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額をさかのぼって24万円から10万4,000円に引き下げ、同日に申立人が3年11月30日に資格喪失した旨の処理を行っている。

また、A社において被保険者であった多数の者について同様の処理がされているが、社会保険事務所（当時）において、このような標準報酬月額の訂正及び資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記標準報酬月額の訂正及び喪失に係る有効な記録処理があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日に当たる平成4年6月1日であり、申立期間①及び②の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円であると認められる。

- 2 申立期間③については、当該期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間において、当時の取締役の1人が申立人と一緒に同年12月31日まで継続して勤務していたとしていることから、申立人の当該期間における勤務は推認できる。

一方、オンライン記録では、B社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その処理は同年10月28日に行われている。

また、平成4年10月28日に申立人の厚生年金保険の被保険者資格を同年7月31日にさかのぼって喪失させ、同年9月の定時決定の記録を取り消す処理を行っているが、商業登記簿謄本により、同年7月31日において、B社は法人格を有することが認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理をした日から判断して、同年10月28日であると認められる。

なお、申立人の平成4年7月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が、社会保険事務所に当初届け出た記録から、24万円とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間について、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、オンライン記録により、21年6月26日付けで当初の4年7月31日から同年12月1日へと訂正されていることが確認できることから、前述のとおり当初、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理が行われた同年10月28日から同年11月30日までの間は、当時の取締役の供述によって申立人の継続した勤務が推認できる上、申立人が所持する同年10月分及び同年11月分の給与明細書により厚生年金保険料が給与から控除されていることが認められる。

また、平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人のB社における同年10月分及び同年11月分の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間においてB社が適用事業所でありながら、社会保険事務所に同社の適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成4年12月1日から5年1月1日までの期間については、B社は、オンライン記録では適用事業所となっていない。

また、複数の同僚から聴取したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、当該期間における保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間のうち平成3年8月及び同年9月に係る標準報酬月額を32万円に、同年10月に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立人の被保険者資格の喪失日（平成3年11月30日）を平成4年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

また、申立期間③に係る標準報酬月額については、32万円に訂正することが必要である。

事情主が、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人の申立期間④のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間については、申立人の資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人のB社における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間④のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで

③ 平成4年6月1日から同年7月1日まで

④ 平成4年7月31日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち申立期間①に係る標準報酬月額記録が事実と相違し、13万4,000円となっているが、給与は当時35万円から38万円くらいもらっていた。給与明細書を提出するので当該期間に係る標準報酬月額記録を訂正してほしい。

また、A社には平成4年5月末日まで勤務していたところ、厚生年金保険の記録によれば、3年11月30日に資格を喪失している。申立期間②について被保険者であったことを認めてほしい。

さらに、B社には、平成4年6月1日から同年11月末日まで勤務していたところ、申立期間④に係る記録が無い。

また、申立期間③の時期はもっと高い標準報酬月額であったはずである。

申立期間③及び④に係る給与明細書を提出するので、申立期間③の標準報酬月額を訂正し、申立期間④について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、雇用保険の記録から、申立人がA社に平成4年5月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年1月16日より後の同年8月25日に、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額をさかのぼって13万4,000円に引き下げ、同日に申立人が3年11月30日に資格喪失した旨の処理を行っている。

また、A社において被保険者であった多数の者について同様の処理がされているが、社会保険事務所（当時）において、このような標準報酬月額の訂正及び資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記標準報酬月額の訂正及び喪失の処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日に当たる平成4年6月1日であり、申立期間①及び②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から平成3年8月及び同年9月は32万円、同年10月から4年5月までは34万円に訂正することが必要である。

2 申立期間③及び④については、雇用保険の記録から、申立人がB社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間③について、申立人の平成4年6月の標準報酬月額は、厚生年金保険の記録によると30万円として当初から記録されている。

しかし、申立人が提出した平成4年6月に係る給与明細書によると、給与総支給額では310,800円（標準報酬月額32万円）、控除額では24,650円（標

準報酬月額 34 万円) となっていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、平成 4 年 6 月の標準報酬月額については給与明細書の給与総支給額から、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④について、雇用保険の記録から、申立人が、当該期間において B 社に勤務していたことは確認できる。

一方、オンライン記録では、B 社は、平成 4 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その処理は同年 10 月 28 日に行われ、同日に申立人の厚生年金保険の被保険者資格を同年 7 月 31 日にさかのぼって喪失させ、同年 9 月の定時決定の記録を取り消す処理を行っている。

また、商業登記簿謄本により、平成 4 年 7 月 31 日において、B 社は法人格を有することが認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 4 年 7 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、B 社が適用事業所に該当しなくなった処理をした日から判断して、同年 10 月 28 日であると認められる。

なお、申立人の平成 4 年 7 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、30 万円とすることが妥当である。

また、申立期間④のうち、平成 4 年 10 月 28 日から同年 12 月 1 日までの期間について、B 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、オンライン記録により、21 年 6 月 26 日付けで当初の 4 年 7 月 31 日から同年 12 月 1 日へと訂正されていることが確認できるところ、前述のとおり当初、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理が行われた同年 10 月 28 日から同年 11 月 30 日までの間は、雇用保険の加入記録によって申立人の継続した勤務が確認できる上、申立人が所持する同年 10 月分及び同年

11 月分の給与明細書により厚生年金保険料が給与から控除されていることが認められる。

さらに、平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人のB社における平成4年10月及び同年11月の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間においてB社が適用事業所でありながら、社会保険事務所に同社の適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間のうち平成3年8月及び同年9月に係る標準報酬月額を26万円に、同年10月に係る標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立人の被保険者資格の喪失日（平成3年11月30日）を4年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

申立期間③のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間については、申立人の資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人のB社における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間③のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち平成4年10月及び11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで
③ 平成4年7月31日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち申立期間①に係る標準報酬月額の記録が事実と相違し、10万4,000円となっている。給与明細書は残っていないが、当該期間においては月額24万円くらいの給与を受けていたはずである。当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、A社には平成4年5月末日まで勤務していたところ、厚生年金保険の記録によれば、3年11月30日に資格を喪失している。申立期間②について被保険者であったことを認めてほしい。

さらに、B社には、平成4年6月1日から同年11月末日まで勤務していたところ、申立期間③に係る記録が無い。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②については、雇用保険の記録から、申立人がA社に平成4年5月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年1月16日より後の同年8月26日に、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額をさかのぼって、平成3年8月及び同年9月は、26万円から10万4,000円に、同年10月は、19万円から10万4,000円に引き下げ、同日に申立人が同年11月30日に資格喪失した旨の処理を行っている。

また、A社において被保険者であった多数の者について同様の処理がされているが、社会保険事務所（当時）において、このような標準報酬月額の訂正及び資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記標準報酬月額の訂正及び喪失の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成4年6月1日であり、申立期間①及び②の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から平成3年8月及び同年9月は、26万円に、同年10月から4年5月までは、19万円であると認められる。

- 2 申立期間③については、雇用保険の記録から、申立人が、当該期間においてB社に勤務していたことは確認できる。

一方、オンライン記録では、B社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その処理は同年10月28日に行っている。また、同日に申立人の厚生年金保険の被保険者資格を同年7月31日にさかのぼって喪失させ、同年9月の定時決定の記録を取り消す処理が行われているが、商業登記簿謄本により、同年7月31日において、B社は法人格を有することが認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該訂正処理をした日から判断して、同年10月28日であると認められる。

なお、申立人の平成4年7月31日から同年10月28日までの期間に係る

標準報酬月額は、申立人に係るB社における当該喪失処理前の記録から、18万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間は、申立人のB社における雇用保険の記録から、同社において継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人と同一職種の従業員が提出した給与明細書から、当該従業員が当該期間の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

以上のことから、平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、申立人のB社における取消処理前の同年9月の定時決定の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間においてB社が適用事業所でありながら、社会保険事務所に同社の適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成4年6月30日から同年10月28日までの期間については、申立人の資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間における標準報酬月額については、22万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち平成4年10月28日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、申立期間における厚生年金保険の記録が無い。A社には平成4年4月1日から同年11月末日まで勤務していた。離職票及び平成4年分の所得税の確定申告書を提出するので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人がA社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社は、平成4年7月31日に適用事業所でなくなっているが、当該処理は同年10月28日に行われている。

また、平成4年10月28日に申立人の厚生年金保険の資格を同年6月30日にさかのぼって喪失させ、同年9月の定時決定の記録を取り消す処理を行って

いるが、商業登記簿謄本により、A社は、同年7月31日において法人格を有することが認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理をした日から判断して、同年10月28日であると認められる。

なお、申立人の平成4年6月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は、申立人に係るA社における当該喪失処理前の記録から、22万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間は、申立人のA社における雇用保険の記録から、同社において継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人と同一職種の従業員が提出した給与明細書から、当該従業員が当該期間の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

以上のことから、平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、申立人のA社における取消処理前の同年9月の定時決定の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間においてA社が適用事業所でありながら、社会保険事務所に同社の適用の届出を行っていないと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成4年6月30日から同年10月28日までの期間については、申立人の資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間における標準報酬月額については、平成4年6月から同年9月までの期間は、16万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち平成4年10月28日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を17万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から5年1月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務していた申立期間の記録が無い。退職の時期ははっきりとは覚えていないが、寒い時期だったので、同社には、平成4年4月1日から同年12月31日まで勤務していたと思う。平成4年9月分の給与明細書及び貯金通帳の写しを提出するので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人のA社における平成4年9月の給与明細書から、申立人が同社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社は、平成4年7月31日に適用事業所でなくなっているが、その処理は同年10月28日に行われている。

また、平成4年10月28日に申立人の厚生年金保険の資格を同年6月30日にさかのぼって喪失させ、同年9月の定時決定の記録を取り消す処理を行っているが、商業登記簿謄本により、A社は、同年7月31日において法人格を有することが認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理をした日から判断して、同年10月28日であると認められる。

なお、申立人の平成4年6月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、16万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間は、申立人のA社における雇用保険の記録から、同社において継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人と同一職種の従業員が提出した給与明細書から、当該従業員が当該期間の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

以上のことから、平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、申立人のA社における取消処理前の同年9月の定時決定の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間においてA社が適用事業所でありながら、社会保険事務所に同社の適用の届出を行っていないと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年12月1日から5年1月1日までの期間については、オンライン記録によると、A社は、適用事業所となっていない。

また、当時の代表取締役及び事務手続担当者を確認したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除をうかがわせる供述等を得ることができなかった。

さらに、申立人は、当該期間における保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間のうち平成3年8月及び同年9月に係る標準報酬月額を24万円に、同年10月に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立人の被保険者資格の喪失日（平成3年11月30日）を4年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

申立期間③のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間については、申立人の資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人のB社における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間③のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで
③ 平成4年7月31日から5年1月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち申立期間①に係る標準報酬月額の記録が事実と相違し、10万4,000円となっているが、当時月額38万円くらいの給与をもらっていた。給与明細書も提出するので、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、A社には平成4年5月末日まで勤務していたところ、厚生年金保険の記録によれば、3年11月30日に資格を喪失している。申立期間②について、被保険者であったことを認めてほしい。

さらに、引き続き平成4年6月1日から同年12月末日までB社に勤務し28万円くらいの報酬を受けていたところ、申立期間③に係る記録が無い。給与明細書を提出するので、申立期間③について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②については、雇用保険の記録から、申立人がA社に平成4年5月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年1月16日より後の同年8月26日に、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額をさかのぼって、3年8月及び同年9月は、24万円から10万4,000円に、同年10月は、38万円から10万4,000円に引き下げ、同日に申立人が3年11月30日に資格喪失した旨の処理を行っている。

また、A社において被保険者であった多数の者について同様の処理がされているが、社会保険事務所（当時）において、このような標準報酬月額の訂正及び資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記標準報酬月額の訂正及び喪失の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成4年6月1日であり、申立期間①及び②の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から3年8月及び同年9月は24万円、同年10月から4年5月までは38万円であると認められる。

- 2 申立期間③については、雇用保険の記録から、申立人が、当該期間においてB社に勤務していたことは確認できる。

一方、オンライン記録では、B社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その処理は同年10月28日に行われている。また、同日に申立人の厚生年金保険の被保険者資格を同年7月31日にさかのぼって喪失させ、同年9月の定時決定の記録を取り消す処理を行っているが、商業登記簿謄本により、同年7月31日において、B社は法人格を有することが認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、B社が適用事業所に該当しなくなった処理をした日から判断して、同年10月28日であると認め

られる。

なお、申立人の平成4年7月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から28万円とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間について、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、オンライン記録により、21年6月26日付けで当初の4年7月31日から同年12月1日へと訂正されていることが確認できること、前述のとおり当初、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理が行われた同年10月28日から同年11月30日までの間は、雇用保険の加入記録によって申立人の継続した勤務が推認できる上、申立人が所持する同年10月分及び同年11月分の給与明細書により厚生年金保険料が給与から控除されていることが認められる。

また、平成4年10月28日から同年12月1日までの標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人のB社における平成4年10月及び同年11月の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間においてB社が適用事業所でありながら、社会保険事務所に同社の適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成4年12月1日から5年1月1日までの期間については、オンライン記録によると、B社は、適用事業所となっていない。

また、申立人は平成4年12月末日まで勤務していたと主張しているところ、同年11月1日から5年1月1日までの期間については、申立人が提出した4年12月の給与明細書により厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成3年8月及び同年9月に係る標準報酬月額を22万円に、同年10月に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立人の被保険者資格の喪失日(平成3年11月30日)を4年6月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで
③ 平成4年6月1日から同年7月31日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち申立期間①に係る標準報酬月額の記録が事実と相違し、10万4,000円となっている。給与明細書は保管していないが、当時月額28万円ほどの給与をもらっていたはずである。当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、A社には平成4年5月末日まで勤務していたところ、厚生年金保険の記録によれば、3年11月30日に資格を喪失している。申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

さらに、B社に勤務していた申立期間③に係る標準報酬月額が22万円と記録されているが、申立期間③においては月額28万円ほどの給与をもらっていた。当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、雇用保険の記録から、申立人がA社に平成4年5月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年1月16日より後の同年8月26日に、申立人の申立期間①に

係る標準報酬月額をさかのぼって、平成3年8月及び同年9月は、22万円から10万4,000円に、同年10月は、24万円から10万4,000円に引き下げ、同日に申立人が同年11月30日に資格喪失した旨の処理を行っている。

また、A社において被保険者であった多数の者について同様の処理がされているが、社会保険事務所（当時）において、このような標準報酬月額の訂正及び資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記標準報酬月額の訂正及び喪失の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成4年6月1日であり、申立期間①及び②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から平成3年8月及び同年9月は22万円、同年10月から4年5月は24万円であると認められる。

- 2 申立期間③について、申立人は月額28万円の給与を受けていたとしているが、当該期間における標準報酬月額は、B社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得した当初より22万円とされており、不自然な記録訂正を行った形跡は無い。

また、当該期間については、申立人が控除されていた厚生年金保険料の額を確認できる資料が無いことから、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年9月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人のB社における資格喪失日は、昭和56年5月12日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年8月26日から同年9月30日まで
② 昭和56年3月31日から同年5月12日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていた。給与明細書を提出するので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に、申立期間①のうち昭和53年9月25日まで継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散し、当時の代表者にも確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和53年9月26日から同年9月30日までの期間については、給与支払明細書等の保険料控除を確認できる資料が無い上、従業員の供述からも、申立人の当該期間に係る勤務を確認することができなかった。

これらを総合的に判断すると、昭和53年9月26日から同年9月30日までの期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は昭和56年5月11日までB社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が適用事業所でなくなった昭和56年5月8日より後の同年7月23日付けで、申立人を含む複数の従業員の資格喪失処理が、同年3月31日にさかのぼって行われていることが確認できる。

また、申立人と同様に資格喪失処理が行われたことが確認できる複数の従業員は、「会社が倒産する昭和56年5月まで勤務していたが、自身の厚生年金保険資格喪失日が同年3月31日になっていることについては知らなかった。」としていることから、同年5月8日以降も、B社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、申立人が所持する昭和56年4月分の給与明細書から、同年3月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において昭和56年7月23日付けで行われた資格喪失処理は事実即したものと認められず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由はなく、当該処理について有効な処理であったとは認められないことから、申立人のB社における資格喪失日は同年5月12日であると認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人のB社における昭和56年2月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年12月31日）及び資格取得日（昭和37年2月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月31日から37年2月15日まで

兄（次男）が経営していたA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に継続して、兄（四男）と一緒に働いていたので、私だけ記録が無いのは何かの間違いで納得できず、同社発行の確認証明書があるので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、同社において昭和31年2月1日に厚生年金保険の資格を取得し、36年12月31日に資格を喪失後、37年2月15日に再度資格を取得しており、36年12月から37年1月までの被保険者記録が無い。

しかし、A社発行の確認証明書及び現在の事業主である兄（四男）の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「申立期間についても、兄（四男）と一緒に職人が使う材料の手当や取引先への外交の仕事をしていた。」と主張しているところ、前記の現在の事業主である兄は、「申立人と一緒に職人に渡す材料調達の仕事をしており、申立期間において業務内容等の変更は無く、休職もしていなかった。」と供述している。

さらに、A社の現在の事業主は、「申立期間においても、厚生年金保険料は

控除されていた。」と供述しており、同社に係る上記被保険者名簿によると、申立人以外の従業員は、申立期間において、すべて厚生年金保険の記録が継続しており、そのうち1人の従業員は、「厚生年金保険の加入については、強制加入であった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年12月から37年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年6月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月1日から7年6月1日まで
② 平成7年7月1日から15年5月13日まで
③ 平成15年7月1日から17年3月31日まで

父が事業主であったA社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、B社及びC社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間②及び③の標準報酬月額が給与の報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社で申立人より後に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる2名の従業員が、申立人が当該期間においても同社に勤務していたと供述していること及び申立人が保管していた当該期間のうちの一部期間における給与支払明細書から、申立人が当該期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の被保険者資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年6月1日）より後の平成8年3月26日付けで、当初の資格喪失日（平成7年6月1日）が取り消され、さかのぼって6年6月1日と記録されていることが確認できる。また、同社の従業員2名についても同様の処理がされていることが確認できる。

しかしながら、A社は法人事業所であり、当該期間当時、常時従業員が勤務していたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できるが、当該そきゅう訂正処理日には辞任しており、当時の従業員は、申立人は営業担当であり、社会保険事務には関与していなかった旨供述していることから、当該そきゅう訂正処理には関与していないと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、上記のような訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、当初記録されていたそきゅう訂正処理前の喪失日である平成7年6月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、訂正処理前のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

申立期間②及び③については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が保管していた申立期間②及び③に係る給与明細書によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、記録の訂正は行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は事後訂正の結果＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされており、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成16年7月23日の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年7月23日

A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、既に社会保険事務所（当時）に事後訂正を行ったが、訂正後の保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年6月8日に、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）から＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかしながら、A社B支社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年7月23日に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（＜標

準賞与額> (別添一覧表参照))に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与の訂正届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に見合う保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
10613	男		昭和43年生		45万 6,000 円
10614	女		昭和44年生		25万 3,000 円
10615	男		昭和18年生		27万 円

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和53年2月24日、資格喪失日は同年9月27日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月24日から同年9月27日まで

A社に勤務した期間のうち、同社B工場で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C工場から同社B工場への異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務(昭和53年2月24日に同社C工場から同社B工場に異動)していたことが確認できる。

また、申立人と同じく昭和53年2月24日にA社C工場から同社B工場へ転勤している同僚二人は、オンライン記録から、同年2月24日に同社C工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付けで同社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社が加入しているD厚生年金基金(現在は、D企業年金基金)の加入者台帳から、申立人及び同僚二人は昭和53年2月24日にA社C工場を転出し、同日にA社B工場に転入していることが確認できる。

加えて、A社B工場の担当者は、申立期間当時、社会保険事務所(当時)及びD厚生年金基金への届出は、複写式の様式を使用していたと回答しており、D企業年金基金の事務担当者も複写式の届出であったと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA社B工場に係る厚生年

金保険の資格取得日を昭和 53 年 2 月 24 日、資格喪失日を同年 9 月 27 日とする届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金基金の加入者台帳の記録から、11 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和27年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月30日から同年11月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社本社から同社B出張所への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社本社及び同社B出張所に勤務していた同僚等の供述から判断すると、申立人は申立期間に同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社本社及び同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和27年7月30日に同社本社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年11月1日に同社同出張所において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚が申立人を含め5人いることが確認できるが、同社本社の当時の経理担当者は、「申立期間において同社同出張所の給与業務は本社で一括して行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人のA社本社における資格喪失日は、同社B出張所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年11月1日とすることが妥当である。

さらに、申立期間に係る標準報酬月額については、A社本社に係る健康保

険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の昭和27年6月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から同年12月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額となっていないので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が同社において被保険者資格を喪失した平成3年12月21日より後の4年5月25日付けで、3年8月にさかのぼって、当初記録されていた53万円から20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人と同様に社員8人の標準報酬月額が平成4年5月25日付けで3年8月にさかのぼって引き下げられている上、4年3月7日付けで、取締役二人及び社員16人の標準報酬月額が3年8月にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において平成4年5月25日又は同年3月7日に標準報酬月額が引き下げられたことが確認できるA社の複数の従業員及び申立人は、「実際の給与は下がっていなかった。」と供述している。

加えて、A社の事業主は、申立期間当時のことは覚えていないが、厚生年金保険料を滞納していた可能性があるかと回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額をさかのぼって減額訂正処理する合理的な理由は無く、当該期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったと認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所

に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和57年2月26日、資格喪失日が61年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間として記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日の記録を同年9月1日とし、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、平成21年11月30日に、社会保険事務所（当時）に対し資格喪失日を昭和61年9月1日に訂正する届出を行ったが、既に2年以上経過しているため、時効により保険料を納付することができず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付に反映されないため、厚生年金保険が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和57年2月26日、資格喪失日が61年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間として記録されている。

しかしながら、A社の担当者は、「申立人が昭和61年8月末まで勤務してい

たことは間違いなく、申立期間の厚生年金保険料についても控除していた。」と述べていることから、申立人は、昭和 61 年 8 月 31 日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 61 年 7 月のオンライン記録から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、また、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から16年11月16日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額と比較して著しく低い。申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成13年11月1日から16年3月1日までは38万円と記録されていたところ、同年3月16日付けで9万8,000円にさかのぼって減額訂正されており、申立人を含む3名の標準報酬月額が異なる日付で同様に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人に係る平成14年分から16年分までの市民税・都民税申告書から、申立人の報酬月額が上記訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に対応した額に減額された事実はないことが確認できる。

また、A社の代表取締役は、上述の申立人に係る標準報酬月額の減額訂正処理が行われた当時、当社は厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当職員から被保険者となっている者の標準報酬月額を引き下げて滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、標準報酬月額の減額に同意した旨を供述しており、滞納処分票からも、その事実が確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成16年3月16日に行われたさきゅう訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について13年11月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認めら

れない。

また、当該そきゅう訂正処理を行った以降の期間に係る標準報酬月額については、平成16年9月1日の定時決定において、9万8,000円と記録されている。しかし、当該定時決定に係る処理は、申立人の資格喪失日（平成16年11月16日）に係る処理日の4日前の17年3月25日に行われ、当該期間の標準報酬月額は、上記訂正処理後の標準報酬月額と同額であり、本来、社会保険事務所は、定時決定時から6か月も経た後に標準報酬月額の決定処理を行う場合、申立人の報酬月額を確認した上で処理すべきものであると考えられるところ、申立人に係る上記平成16年分の市民税・都民税申告書の報酬額から判断すると、社会保険事務所において事実上即していない16年9月1日の定時決定を行ったものと考えられる。

これらのことから、平成16年3月16日以降の期間の標準報酬月額については、有効な記録訂正とは認められない一連の処理によりなされたものであると考えるのが適当である。

これらを総合的に判断すると、記録が訂正された平成13年11月から16年2月まで及びそれ以降の同年3月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和51年2月27日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月31日から51年2月27日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同様の状況にある他の従業員が給与明細を保有しており記録の訂正が認められたので、自分の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

一方、上記被保険者名簿によると、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和50年10月31日より後の51年2月27日付けで、さかのぼって50年10月31日と記録されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿には適用事業所に該当しなくなった日以降の資格喪失日及び資格取得日の記録があり、適用事業所に該当しなくなった日に記録の訂正及び取消しが行われた者が多数存在していることが確認できることから、申立人の資格喪失に係る処理は事業主による有効な届出に基づくものではなかったと認められる。

さらに、A社の商業登記簿謄本及び当該処理前の記録から、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所（当時）において不合理な処理が行われたと認められ

る。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が適用事業所に該当しなくなった後に、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、当該資格喪失処理の行われた昭和 51 年 2 月 27 日に訂正することが必要である。

なお、昭和 50 年 10 月から 51 年 1 月までの標準報酬月額については、申立人のA社における 50 年 9 月の社会保険事務所の記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年8月15日）及び資格取得日（同年12月11日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年8月15日から同年12月11日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、同社において、昭和24年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年8月15日に資格を喪失後、同年12月11日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時、経理・社会保険事務を担当していた上司及び複数の従業員の供述により、申立人が申立期間において、A社に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の上司は、「申立期間当時、申立人は倉庫の管理を担当し、勤務形態及び業務内容の変更は無かった。また、厚生年金保険料も引き続いて控除していた。」と供述しているほか、上記複数の従業員も、「当時、申立人は倉庫担当であり、業務内容等は変わらなかった。」と供述している。

さらに、当該上司及び複数の従業員を含め、申立人が記憶している同僚等の9人全員が、いずれも申立期間において、厚生年金保険の記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれらを記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの喪失届及び取得届が事業主から提出され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年8月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和45年11月20日、資格喪失日が47年11月21日とされ、当該期間のうち45年11月20日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B支店における資格取得日を同年11月20日とし、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月20日から同年12月1日まで

A社B支店に在籍していた期間のうち、申立期間が会社の手続誤りにより未加入となっている。既に会社から行政機関に対し訂正の届出が提出され、記録も訂正されているので、厚生年金保険の給付額に反映するようしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された（在籍）証明書等から判断すると、申立人は、同社に昭和41年4月1日から継続して勤務し（昭和45年11月20日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和45年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和51年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月21日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和38年4月1日から申立期間を含み継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が管理する人事データから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年12月1日に同社本社（C営業所）から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間当時、A社C営業所は適用事業所となっておらず、当該事業所の従業員は、同社本社において厚生年金保険の被保険者となっていることが同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和51年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和46年4月1日から平成21年3月31日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社提出の人事台帳等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和51年10月1日に同社B事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和51年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から判断すると、事業主が資格喪失日を昭和51年9月30日と誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和48年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から48年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和44年3月11日から平成21年4月30日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社提出の人事台帳等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B事業所からC事業団に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事台帳等では昭和47年10月1日に異動した旨の記録があるが、A社では、「申立期間は当社社員としての兼務期間でもあり、給与支払は当社で行っていた。」と供述していることから、同社B事業所における資格喪失日を48年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和47年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主が昭和47年10月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から48年7月までの保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を29万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月29日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、29万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時の手続誤りに気付き、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月15日に年金事務所が受け付けたことが確認できることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成8年12月から9年9月までの期間については41万円に、同年10月から同年12月までの期間については44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から10年1月27日まで
A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬月額と相違していることがわかった。調査して正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成8年12月から9年9月までの期間が41万円、同年10月から同年12月までは44万円と記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の10年1月27日付けで、申立人を含む4名について標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額の記録が8年12月1日にさかのぼって9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年12月から9年9月までは41万円、同年10月から同年12月までは44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社における資格取得日は昭和22年12月1日、資格喪失日は23年1月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和22年12月の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年12月1日から23年1月1日まで
② 昭和23年1月1日から同年10月30日まで

ねんきん特別便によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で引き続き勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社本社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人と生年月日が5日相違する同姓同名の被保険者の昭和22年12月1日に資格取得し、23年1月1日に喪失している未統合の記録が確認できる。

また、上記の未統合の記録における厚生年金保険記号番号は、申立人の厚生年金保険記号番号と一致している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年1月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行っていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記名簿に記載されている未統合の申立人と認められる厚生年金保険被保険者の記録から、600円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和23年1月1日から同年10月

30日までの期間もA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社については、その管轄する法務局に商業登記の記録が確認できない上、適用事業所名簿に記載されている住所に存在していないことから、事業主を特定することができないため、同社及び当該事業主から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していた上司及び同僚については、住所が不明で照会することができない。そこで、A社本社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和38年12月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月26日から39年1月4日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。入社以来継続して勤務していたので、申立期間も被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の職務履歴書及び健康保険組合提出の申立人の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年12月26日に同社（本社）養成所から同社C営業所に異動）申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和39年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料は控除されていたはずなので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人はA社に平成元年2月28日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時、A社の社会保険事務を含む経理業務を行っていた親会社であるB社の経理担当者は、「離職日が2月28日であれば厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は翌3月1日であるから、厚生年金保険の資格喪失日の届出誤りであったと思う。」と供述している。

さらに、上記経理担当者は、「A社の保険料控除は当月控除であったから、2月分の保険料は控除したはずである。」と供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及びB社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主と連絡

が取れず確認できないが、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和22年4月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月24日から同年5月1日まで
② 昭和25年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い。昭和22年4月24日から同社に継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された社員原簿及び在籍証明書により、申立人が昭和22年4月24日から同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「申立人は正社員であり、正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入する取扱いをしていた。申立人の昭和22年4月の厚生年金保険料は、同年4月入社の人と同様に控除していたと思われる。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和22年4月から同年6月までの間に被保険者資格を取得している従業員のうち、同社への入社日が確認できた従業員4名は入社と同時に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和22年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、上記社員原簿及び在籍証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和25年11月1日に同社本社から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和25年12月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和53年7月1日、資格喪失日が平成9年2月1日とされ、当該期間のうち同年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B事業所における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったので同社に相談した。同社は、年金事務所に訂正の届けを行ったが、時効により保険料を納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された人事記録（労働者名簿）により、申立人が同社に継続して勤務し（平成9年2月1日に同社B事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年2月の上記給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)C事務所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和44年5月11日とされ、同日から同年7月5日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の同社C事務所における資格取得日を同年5月11日とし、申立期間①の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和45年1月1日、資格喪失日が46年12月1日とされ、当該期間のうち、同年11月26日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年12月1日とし、申立期間②の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月11日から同年7月5日まで
② 昭和46年11月26日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったのでB社に相談した。同社は、年金事務所に訂正の届けを行ったが、時効により保険料を納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された人事記録(労働者名簿)及び同社の回答により、申立人が昭和44年5月11日からA社C事務所に勤務し、当該

期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C事務所における昭和44年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録並びにB社から提出された人事記録（労働者名簿）及び同社の回答により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社から同社C事務所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年10月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在はB社）C事務所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和49年9月10日とされ、同日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C事務所における資格取得日を同年9月10日とし、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月10日から同年12月1日まで

A社C事務所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったのでB社に相談した。同社は、年金事務所に訂正の届けを行ったが、時効により保険料を納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録（労働者名簿）及び同社の回答により、申立人がA社C事務所に昭和49年9月10日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事務所における昭和49年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在はB社）C事務所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和44年8月21日とされ、同日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C事務所における資格取得日を同年8月21日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月21日から同年9月1日まで

A社C事務所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったためB社に相談した。同社は、年金事務所に訂正の届けを行ったが、時効により保険料を納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録（労働者名簿）及び同社の回答により、申立人が昭和44年8月21日からA社C事務所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事務所における昭和44年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和57年4月1日、資格喪失日が平成2年1月1日とされ、当該期間のうち、元年12月31日から2年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月31日から2年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社は既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「人事発令通知」から、申立人が同社に平成元年12月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、A社は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していた旨回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年11月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤つ

て提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を89万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に申立期間の賞与の支払に係る訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳から、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、89万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月31日から同年2月1日まで
平成10年1月31日までA社に勤務していたことは嘱託契約書及び給与明細書で確認できるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあったA社との嘱託契約書及び同社の回答から、申立人は同社に平成10年1月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出した平成10年1月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、株式会社Aは、保険料控除について当月控除方式であったと思われる旨回答していることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成10年1月分の給与明細書の支給額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主が平成10年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和20年8月15日から同年9月9日までの期間に係るA社(現在は、B社)における資格喪失日は、同年9月9日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

また、申立人の昭和20年9月9日から同年12月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記被保険者資格喪失日(同年9月9日)を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人の昭和38年10月17日から同年12月21日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社(現在は、B社)D支店における資格取得日に係る記録を同年10月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月15日から同年12月1日まで
② 昭和38年10月17日から同年12月21日まで

A社に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、徴兵されていた期間及び社内異動はあったが、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和20年8月15日から同年9月9日までの期間については、E県が発行する軍歴確認書から、申立人は、17年10月1日に陸軍に入隊し、20年9月9日に召集解除となったことが確認できるが、オンライン記録によると、申立人は、19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年8月15日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたことは考え難く、また、B社から提出のあった人事記録（昭和14年4月1日入社、49年4月19日退職）から、申立人は召集解除時までは被保険者としての資格を有していたことが認められる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、軍歴確認書の召集解除日である昭和20年9月9日とすることが妥当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和20年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、60円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和20年9月9日から同年12月1日までの期間については、B社から提出された人事記録から判断すると、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、B社の人事担当者は、「申立人は、当時も保険料が給与から控除されていたはずである。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年7月の社会保険事務所の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、C社に継続して勤務し（同社F支店から同社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、申立人のC社F支店から同社D支店への異動日については、申立人の妻は、「同社F支店に勤務していたときに、昭和38年10月16日付けで異動辞令が発令されたので、その直後に同社D支店に着任したと思う。」旨供述していることから、同年10月17日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のC社D支店における昭和38年12月のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成11年10月から12年1月31日まで継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成12年1月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成12年1月の給与明細書の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず不明であるが、事業主が資格喪失日を平成12年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和47年6月21日）及び資格取得日（同年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月21日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが、同社には昭和46年11月8日から継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社において、昭和46年11月8日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、47年6月21日に資格を喪失後、同年7月1日に同社において再度資格を取得しており、同年6月21日から同年7月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録、失業保険被保険者転入届受理通知書及びB社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和47年7月1日に同社C事務所から同社D事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年5月のオンライン記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立人の資格喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所(当時) に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料明細書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書及び源泉徴収票により、申立人がA社に昭和54年8月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額及び報酬額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月22日から同年2月21日まで

A社C営業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る労働者名簿の人事記録から判断すると、申立人は、A社に昭和35年4月1日から平成10年10月15日まで継続して勤務し（昭和47年2月21日にA社C営業所から同社本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成4年9月は50万円、同年10月から5年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月1日から5年3月3日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年3月31日より後の同年4月7日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が4年9月は50万円から8万円に、同年10月から5年2月までは53万円から8万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理日において同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、A社の元総務担当取締役は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に係る届出を代表取締役の指示で行ったと供述しており、また、申立人は販売に係る管理業務全般の担当責任者であったと供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年9月は50万円、同年10月から5年2月までは53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、昭和31年9月1日から同年10月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。同社には同年4月から32年3月に退社するまで継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「入社、退社、記録ノート」から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、事業所の移転に伴い昭和31年9月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年10月1日付けで移転先において厚生年金保険の新規適用事業所の手続が行われており、申立期間前後の被保険者数から判断すると、申立期間も当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（入社時はB社、昭和22年10月28日から27年6月11日までではA社、後にB社、現在はC社）D支社における資格取得日は昭和23年11月1日、資格喪失日は25年1月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年11月から24年4月までは8,100円、同年5月から同年12月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月1日から25年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務し転職もしていない。また、C社作成の在職証明書もあるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものであるが、申立人の妻も死亡したため、申立人の子が申立人の年金記録の訂正を求めて行っているものである。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事台帳（カード）及び在職証明書から、申立人はB社に継続して勤務し（昭和23年11月1日にA社E支社から同社D支社へ異動、25年1月1日に同社同支社から同社F支社へ異動）、申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人の氏名は、A社D支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されていない。

一方、申立人と同姓同名、同一生年月日、申立期間と同じ期間（資格取得日は昭和23年11月1日、資格喪失日は25年1月1日）の記録が、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にあることが判明し、当該記録は、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録となっている。

また、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の未統合の記録を含むページ及び次ページの被保険者30人のうち、10人の厚生年金保険の新規資格

取得時の記録は、厚生年金保険被保険者台帳から、A社D支社となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の当該ページ及び次ページは、A社D支社の記録と認められることから、申立人と同姓同名、同一生年月日、申立期間と同じ期間の未統合の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、G社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている当該未統合の記録から、昭和23年11月から24年4月までは8,100円、同年5月から同年12月までは8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から平成元年3月まで

私は、母から、私が20歳になった時から就職するまでの国民年金保険料を納付していたと聞いたことがある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間当時に申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となり、保険料を納付することはできない期間であること、申立人は、申立期間当時に自身の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明していること、申立人の兄も、20歳時から就職するまでの学生であった期間は国民年金に未加入となっていることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 10 月に国民年金に加入した後、国民年金保険料をすべて納付しているはずである。申立期間当時は銀行員であった元夫が保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の元夫から当時の納付状況を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、申立人は昭和 53 年 10 月 17 日に任意加入により被保険者資格を取得した後、60 年 6 月 29 日に資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者として再び資格を取得している旨が記載され、申立人が当時居住していた市の被保険者名簿にも上記の資格得喪日が記載されており、申立期間は未加入期間であるため、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から同年 11 月まで

私は、昭和 53 年 3 月にそれまで勤務していた会社が倒産し、別の会社に雇用された。別の会社では契約社員であったため厚生年金保険に加入することができず、国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付した。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当時居住していた町で申立期間の保険料を 3 か月ごとに納付したと説明しているが、申立人が当該町に住民登録を行ったのは申立期間後半の昭和 53 年 9 月 1 日であることが戸籍の附票により確認できること、申立人が所持する年金手帳の国民年金記録欄には、申立人は、52 年 11 月 1 日に被保険者資格を喪失した後、58 年 4 月 1 日に資格を再取得した旨が記載されており、申立期間について資格を取得した記録は無く、申立期間は未加入期間であるため、保険料を納付することができないこと、また、当該年金手帳の厚生年金保険記録欄の申立人が記載したと思われる事業所名及び資格得喪日から申立人は、申立期間について厚生年金保険加入期間と認識していたと考えられることなど、申立期間当時に申立人が再加入手続をし、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年3月まで

私の父は、私が平成2年6月に大学医科大学院に復学する際に、区役所の出張所で私の国民年金の加入手続きを行い、多忙な私に代わり国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする父親から当時の状況を聴取することができないため、当時の加入手続き及び保険料納付等の状況が不明であるなど、父親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持している厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に父親から年金手帳を見せられた記憶も無いと説明しているなど、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から50年12月までの国民年金保険料及び51年1月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年8月から50年12月まで
② 昭和51年1月から61年3月まで

私は、昭和50年ころに自宅に来た市役所の年金担当者に会社を辞めた後の未納期間もさかのぼって国民年金保険料が納付できると聞き、国民年金に加入して未納期間の保険料をさかのぼって納付した。また、市役所の年金担当者から、付加保険料も足しておけば、将来多く年金がもらえると聞いて、61年3月まで付加保険料を足して保険料を納付していた。申立期間の保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人がさかのぼって保険料を納付したとする昭和50年ころは、第2回特例納付実施期間であり、当該期間を納付することは可能であったものの、納付したとする保険料額の記憶が曖昧であり、申立人は、さかのぼって納付したのは、一度だけだったと説明しているところ、当該期間直後の51年1月から52年3月までの保険料を53年10月31日にさかのぼって納付していることが確認できるなど、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が納付していたとする付加保険料額は当該期間の付加保険料額と相違しており、当該期間当初の昭和51年1月から52年3月までの定額保険料が、申立人が当時居住していた市の被保険者名簿により、特例納付及び過年度納付されていることが確認でき、特例納

付等による納付の場合は付加保険料を納付することができない期間である上、同名簿の所得比例欄にも付加保険料納付の申出の記載が無いなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び昭和38年度のうち6か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和38年度のうち6か月

私の妻は、昭和38年か39年ころ、郵便局の職員から未納となっている国民年金保険料を納付すれば国民年金が満額もらえると言われ、未納だった夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付し、以降は定期的に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、さかのぼって納付した時期の記憶が曖昧である上、納付したとする金額は申立期間の保険料を納付した場合の保険料額と相違している。

また、申立人の妻も申立期間①の保険料は未納である上、申立期間②についても、オンライン記録によると申立人と同様に昭和38年度のうち6か月が未納となっているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月及び3年4月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月
② 平成3年4月から4年2月まで

私の国民年金の加入手続は私の母親が行い、私が申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親は、昭和63年ごろに子供3人の国民年金の加入手続を同時に行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年6月ころに区で払い出されており、一方、申立人以外の姉弟の手帳記号番号は2年7月ころに連番で市において払い出されているほか、姉弟の手帳記号番号の前後各200名を調査した結果その中には申立人の手帳記号番号は無いなど、昭和63年に申立人の国民年金の加入手続を行ったとする記憶は曖昧であり、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人の母親は、当初は当該期間の保険料は自身が納付していたと説明していたが、口頭意見陳述の際に自身は関与していないと述べるなど保険料の納付に関する記憶は定かでなく、申立人は、平成元年4月の引越に伴う転居先の区で発行される保険料の納付書を受領した記憶及び納付金額に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続の記憶及び当該期間の保険料の納付に関する記憶が定かでないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 11 月から 63 年 2 月までの期間及び 63 年 9 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 11 月から 63 年 2 月まで
② 昭和 63 年 9 月から同年 11 月まで

私は、20 歳の時に親から国民年金に加入するように言われ、私が役所で加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期、保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、20 歳の時から国民年金に加入し、保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成元年 12 月以降に払い出され、申立人が所持している国民年金手帳の被保険者となった日欄には「平成元年 9 月 16 日」と記載されているほか、申立人は他の手帳の記憶が定かでなく、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7900

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から51年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。自宅に保険料の集金に来ていたのを2、3度見たこともある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、母親から国民年金の加入及び保険料の納付について具体的に話を聞いていたわけではないと説明しており、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年7月ころに払い出されており、申立人は、現在所持するオレンジ色の年金手帳のほかに手帳を所持した記憶が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7901

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 年から 39 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 39 年 11 月まで

私は、勤務先の社長から、私の国民年金保険料を納付しているからと言われた記憶があるので、社長が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務先の社長が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする社長から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、申立人が居住していた区で社長が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人が申立期間当時の居住区に住民票を異動したのは昭和 39 年 7 月であり、同年 6 月以前に当該区で国民年金の加入手続及び保険料を納付することはできないほか、社長及び申立期間当時に申立人と同様の仕事をしていた 3 人の従業員は、申立期間当時は国民年金の未加入期間であるなど、勤務先の社長が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 46 年 11 月ころに払い出されており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から52年7月まで

私は、区出張所で国民年金の加入手続をし、金融機関から国民年金保険料を納付していたが、転居後、住所変更手続を行った際に、その時点から任意加入期間とされた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期、納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、転居前の区出張所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が所持する年金手帳により、申立人は、転居後の区において昭和52年8月17日に任意加入したことにより初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は任意加入前の未加入期間であり、保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、現在所持する上記の任意加入時に交付された年金手帳以外の手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しているなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 2 月まで

私は、国民年金の制度発足時から国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人から加入手続及び納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況は不明である。

また、申立人は、制度発足時の昭和 36 年 4 月に国民年金に加入したと説明しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、38 年 3 月に任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は、任意加入前の未加入期間であることから、保険料を納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7907

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 54 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 54 年 9 月まで

私は、転居手続き時に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されたものであり、申立人は、当該基礎年金番号により平成 16 年 12 月時点で国民年金に加入しているが、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7908

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 10 月から 39 年の初めころ、自宅に来た区役所の職員に、国民年金は強制加入と言われ加入手続を行った。初回は国民年金保険料 900 円を集金人に納付し、加入後は保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、昭和 38 年 10 月から 39 年初めに、国民年金の加入手続を行い、その際に 900 円の保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金の手帳記号番号は、40 年 10 月ころに払い出されており、申立人の所持する同年 10 月 22 日に発行された国民年金手帳により、同年 4 月から 12 月までの保険料 900 円を同年 11 月 29 日に納付していることが確認でき、これが申立人の記憶する初回の納付であったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7910（事案 205 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 47 年 9 月まで

私は、役所に勤められ、未納期間の国民年金保険料をすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付金額、納付時期及び納付方法等に関する申立人の記憶が不明確であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の審議結果に納得がいけないとしているが、現在の納付記録は、申立人の年金手帳が再発行された昭和 49 年 11 月時点で、受給資格期間を満たすために必要となる月数を考慮して過年度納付及び特例納付をしたものと考えられ、申立期間を含む未納期間のすべての保険料を納付したとする新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7911

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から13年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月から13年10月まで

私は、会社を退職した後、国民年金への切替手続きをしておらず、自宅に何度も国民年金保険料の納付を督促する通知が来たので、やむを得ず保険料をすべて納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金への切替手続き、督促された保険料の納付時期、納付場所、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、主にコンビニエンスストアで保険料を納付していたと説明するが、コンビニエンスストアで保険料を納付できるようになったのは平成16年からである。

また、申立期間は未加入期間となっているため、保険料を納付することが出来ない期間であり、オンライン記録によると、申立期間後の平成14年8月に未加入期間の国民年金適用に係る勧奨関連対象者一覧に掲載されていることから、申立人がそれ以前に国民年金への切替手続きをしたことを確認できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 62 年 3 月までの期間、62 年 12 月から平成元年 3 月まで期間、元年 4 月から 3 年 3 月までの期間及び 3 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 11 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 12 月から平成元年 3 月まで
③ 平成元年 4 月から 3 年 3 月まで
④ 平成 3 年 4 月から同年 6 月まで

私の母は、私が 20 歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納及び国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親は、加入手続を行った時期及び保険料納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 5 年 6 月に払い出されており、オンライン記録によると、同年 6 月に申立期間①、②、③及び④は未加入期間から、それぞれ未納期間及び未加入期間に記録整備されていることが確認できる。

さらに、申立人の母親は申立人の手帳記号番号が払い出された平成 5 年 6 月に交付された納付書により、申立期間④のうち平成 3 年 6 月分を含む同年 6 月から 5 年 3 月までの保険料を、同年 8 月 3 日に過年度納付していることが、申立人が所持する領収証書により確認できるものの、3 年 6 月分の保険料は、時効後の納付を理由として 6 年 1 月に還付されているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

加えて、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月から49年1月まで

私は、会社を退職後、実家に帰り、実家の農業の手伝いをしていた。その間、父が私の国民年金の加入手続きを行い、厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の加入手続き及び保険料の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、戸籍の附票及び申立人の兄の説明によると、申立期間において申立人は実家に居住していなかったことなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から48年12月まで

私は、昭和47年9月に結婚し、妻に勧められて国民年金に加入した。加入手続は、妻が、自身の入籍に伴う氏名変更手続と同時にしてくれ、その後、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付していたとする妻は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料の納付方法、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、国民年金の加入手続は婚姻時に行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻後約2年経過した昭和49年9月に再転居した区で払出されており、申立人が所持する49年10月8日発行の国民年金手帳にも再転居後の住所が最初に記載されていること、申立人が、申立期間当時に所持していたとする国民年金手帳の形状、色は、申立期間当時使用されていたものと異なっていること、申立人の妻は、1万円以下程度の保険料をまとめて納付した記憶があるとしているが、その額は、納付記録のある上記の国民年金加入手続時に昭和49年1月までさかのぼって納付した金額とおおむね一致することなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7917

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 45 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 45 年 7 月まで

私は、サラリーマンの妻も国民年金に任意加入できることを新聞で知り、昭和 38 年 3 月に区役所で加入手続をした。その後は区役所出張所及び集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間直後の昭和 45 年 8 月に任意加入したことにより払い出されており、申立期間は任意加入前の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の特殊台帳の納付記録の昭和 45 年 7 月欄には「この月まで不要」と記載されており、申立期間の保険料は納付が不要であった旨表示されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から7年3月まで

私は、離婚に伴う整理手続が平成2年5月にすべて終了したので、同年6月以降は、送付されてきた納付書で、国民年金保険料を納付してきたはずである。保険料の免除申請をしたことはないのに、申立期間の保険料が納付済みではなく免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付状況等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、送付された納付書により申立期間の保険料を納付したとしているが、オンライン記録の免除記録では、申立人は、平成2年度から6年度にかけて5回の免除申請を行っており、その申請日、免除対象期間及び処理年月日に不自然、不合理な点は認められず、申立期間の納付書は発行されなかったと考えられること、申立期間のうち平成3年8月から7年3月までの期間は申立人の長男も保険料免除期間とされていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年1月から40年3月まで

私の母は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間途中の時期に転居し、転居前の町で母親に国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしてもらっていたと説明しているが、戸籍の附票により申立人は申立期間前の昭和38年12月に転居していることが確認でき、加入時期等に関する記憶が曖昧^{あいまい}であること、申立人の国民年金の手帳記号番号は、40年12月に転居後の市で払い出されており、申立人が所持する最初の国民年金手帳にも発行日は40年12月10日と記載されていること、当該払出時点で申立期間の保険料は、過年度保険料となるが、申立人は、母親から過年度納付をしたという話は聞いていないと説明していることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7922 (事案 4419 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年2月までの期間、41年6月、42年10月及び同年11月、43年2月から44年1月までの期間、46年1月、47年5月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年4月から41年2月まで
② 昭和41年6月
③ 昭和42年10月及び同年11月
④ 昭和43年2月から44年1月まで
⑤ 昭和46年1月
⑥ 昭和47年5月から53年3月まで

私たち夫婦は、金融機関の口座から100万円を引き出し、区役所窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、これで未納はありませんと言われたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑥に係る申立については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人夫婦は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年6月に、第3回特例納付及び過年度納付をしていることが確認できるものの、納付したとする金額は、夫婦二人の申立期間を含めた未納期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の保険料額と大きく異なる上、申立人は、特例納付する際の窓口での納付金額、納付月数に関するやりとりの記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年5月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料納付を示す資料として新たに、「57.3.17 年金不足分

997,200.-（2人分）」とのメモが貼付された昭和57年3月11日が満期日である申立人の夫の会社名義の定期積金通帳及び53年2月21日に「解約振替100万円」と印字された欄の右側に「年金充当」との手書きの記載がある同会社名義の通知預金通帳を提出したが、これらの満期日及び解約振替日の日付はいずれも第3回特例納付実施期間外のものであること、申立人の口頭意見陳述における定期積金通帳に貼付されたメモについての説明は曖昧であり、通知預金通帳の「年金充当」の手書きの記載は申立期間当時のものではなかったと説明するなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間①、②、③、④及び⑤については、申立人は、申立期間⑥とともに当該期間の保険料をまとめて納付したとし、今回の申立てにおいて追加して申立てが行われたものであるが、上記の申立期間⑥に係る理由と同様の理由により、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7923 (事案 4424 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 53 年 3 月まで

私たち夫婦は、金融機関の口座から 100 万円を引き出し、区役所窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、これで未納はありませんと言われたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、申立人の妻の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 55 年 6 月に、第 3 回特例納付及び過年度納付をしていることが確認できるものの、納付したとする金額は、夫婦二人の申立期間を含めた未納期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の保険料額と大きく異なる上、申立人の妻は、特例納付する際の窓口での納付金額、納付月数に関するやりとりの記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料納付を示す資料として新たに、「57. 3. 17 年金不足分 997, 200. - (2 人分)」とのメモが貼付された昭和 57 年 3 月 11 日が満期日である申立人の会社名義の定期積金通帳及び 53 年 2 月 21 日に「解約振替 100 万円」と印字された欄の右側に「年金充当」との手書きの記載がある同会社名義の通知預金通帳を提出したが、これらの満期日及び解約振替日の日付はいずれも第 3 回特例納付実施期間外のものであること、申立人の妻の口頭意見陳述における定期積金通帳に貼付されたメモについての説明は曖昧であり、通知預金通帳の「年金充当」の手書きの記載は申立期間当時のものではなか

ったと説明するなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から50年6月までの期間及び51年7月から53年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年8月から50年6月まで
② 昭和51年7月から53年8月まで

私は、会社を退職した都度、国民年金に加入し、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期及び保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、1回目の手帳記号番号は、申立期間①後の厚生年金保険加入期間中の昭和50年9月8日に任意加入したことにより払い出されており、申立期間①は、任意加入前の未加入期間であるため保険料を納付することができない期間であること、また、当該手帳記号番号は納付記録が無く取り消されていること、当該手帳記号番号の払出時より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、2回目の手帳記号番号は、申立期間②直後の53年9月5日に任意加入したことにより払い出されており、申立期間②は、任意加入前の未加入期間であるため保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から7年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から7年3月まで

私の夫は、私が国民年金第3号被保険者であった申立期間の国民年金保険料を納付してしまった。納付された保険料は還付されていると聞かされたが、私は、還付手続をして還付金を受け取った記憶は無い上、社会保険事務所（当時）で確認した還付記録には振込先の金融機関名の記載が無かった。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成7年7月26日に申立人の国民年金第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更の処理が、申立期間当初の6年1月31日にさかのぼって行われているため、申立期間は第3号被保険者期間となり、国民年金保険料の納付を要しない期間である。

また、オンライン記録には、平成7年8月2日に申立期間の保険料の還付決議が行われた旨の記載があり、記載されている還付期間、還付金額に不合理な点は見当たらない。

さらに、当該オンライン記録には、現存する金融機関が表記されるが、申立人が当時取引していた金融機関は統廃合により現存していないため、当該記録には表示されないものの、当該金融機関の口座番号は記載されており、申立人から提出された当該口座番号の取引明細表（兼元帳）により、当該還付を調停した社会保険事務所名及び平成7年9月25日付けの還付金額と同額の入金記録が確認できるなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 43 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 43 年 1 月まで

私は昭和 38 年 6 月に退職し自営業を始めた際に村役場で夫婦二人の国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、それ以降、主に私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、申立期間当初、夫婦二人分の保険料を郵便局で納付していたと説明するが、夫婦が当時居住していた村の納付方法は印紙検認方式によるものであり、郵便局で保険料を納付することはできない。

また、申立期間の過半は申立人が厚生年金保険に加入していた期間であり、国民年金に加入できない期間である上、夫婦が所持する国民年金手帳には、共に申立期間直後の昭和 43 年 2 月 1 日に資格取得と記録されているため、申立期間は未加入期間であり、夫婦の年金手帳及び特殊台帳には、43 年 1 月の欄に「この月まで納付不用」と記載されているなど、夫婦が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 43 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 43 年 1 月まで

私の夫は、昭和 38 年 6 月に退職し自営業を始めた際に村役場で夫婦二人分の国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、それ以降、主に私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当初、夫婦二人分の保険料を郵便局で納付していたと説明するが、夫婦が当時居住していた村の納付方法は印紙検認方式によるものであり、郵便局で保険料を納付することはできない。

また、夫婦が所持する国民年金手帳には、共に申立期間直後の昭和 43 年 2 月 1 日に資格取得と記録されているため、申立期間は未加入期間であり、夫婦の年金手帳及び特殊台帳には、43 年 1 月の欄に「この月まで納付不用」と記載されているなど、夫婦が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年8月まで

私は、市役所で国民年金の加入手続を行った後は、退職する度に国民年金保険料の免除申請を行ったはずである。申立期間の保険料が申請免除でなく未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立期間当時に申立人が居住していた市では、免除申請手続は毎年度行う必要があったが、申立人は、申立期間の保険料について免除申請を行った回数及び時期の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間後の平成10年9月から12年3月までの保険料は過年度納付されていることから、平成10年度及び11年度の保険料は免除されていなかったことが確認でき、申立期間直後の平成10年9月の保険料が過年度納付された12年10月11日時点及び12年4月から13年3月までの保険料が免除申請された12年5月31日時点では、申立期間の保険料を免除申請することはできないことなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から同年9月まで

私は、平成15年4月に退職したことに伴い、国民年金保険料を納付することになったが、貯金は十分にあったので保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶が無く、納付した保険料額の記憶が曖昧である。また、オンライン記録により、申立期間中の平成15年6月に、同年4月の退職を契機とする初回の国民年金の被保険者資格取得勧奨が行われ、17年2月22日には最終の未適用者一覧表が作成されていることが確認できる。このことから、申立人が申立期間に係る国民年金への切替手続を行わなかったため、当該期間は未加入期間となり、納付書が発行されなかったものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している厚生年金保険の年金手帳以外の国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 10 月まで

私は、婚姻して国民年金保険料の納付をやめたが、自宅を訪れた区役所の職員から勧められて申立期間の保険料を郵便局で納付しており、その領収証書を所持している。申立期間の保険料が還付済みとされ、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立期間の国民年金保険料が納付されたことは確認できるものの、還付整理簿には、還付事由、還付金額、還付期間、還付決定日及び還付支払日が明確に記載されている上、申立人の住所、氏名、還付金額及び還付期間については領収証書の記載と一致しており、還付整理簿の記載に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、当該期間の保険料が、未還付により納付されたままとなっている事情も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から38年3月まで

私は、20歳になったころ、住み込みで勤めていた美容室の経営者に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を自宅近くの市役所で毎月納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付場所、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、20歳になった昭和36年*月に国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は44年2月に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 50 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 50 年 6 月まで

私は、昭和 36 年の初夏に区役所職員から勧められたことをきっかけに、母と私の国民年金の加入手続をし、加入後は主に金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を金融機関で納付していたと説明しているが、申立人は、当時居住していた区において昭和 45 年 6 月まで実施されていた印紙検認方式により保険料を納付した記憶が無く、申立人が納付に使ったと説明している納付書の様式は、当時使用されていた納付書の様式、色彩と異なっている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 36 年 4 月に払い出されていることが国民年金手帳番号払出簿により確認できるものの、当該払出簿の備考欄には「38.1.22 資格取消」と記載されており、手帳記号番号払出日から資格取消までの期間の保険料の納付記録も無いことから、この期間の保険料の納付は無かったと考えられること、申立期間直後の 50 年 7 月に新たに手帳記号番号が払い出されているが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から54年12月まで

私は、昭和49年10月に国民年金の加入手続をし、55年1月に転居するまでの国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で、付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持するオレンジ色の年金手帳には、昭和57年5月11日に国民年金に任意加入し、資格取得していることが記載されており、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶がないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から2年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から2年7月まで

私の母は、平成元年2月に国民年金の加入手続をし、同時に国民年金保険料の免除申請手続をしてくれた。申立期間の保険料が免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は国民年金の加入手続及び当該期間の免除申請の手続に関与しておらず、免除申請手続をしたとする母親は申立人の国民年金の加入手続及び免除申請手続をした時期についての記憶が曖昧であり、申立期間当時、年金手帳を受け取った記憶も曖昧である。

また、申立人の免除申請手続をしたとする母親は、申立期間の免除申請手続は1回であったと説明しているが、申立期間当時、申立人が居住していた区では、免除申請は毎年手続をする必要があり、当該期間は3回の免除申請手続が必要であったと説明している。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年10月時点では、申立期間の免除申請はできない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、現在居住する区に転居してから、区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続をして、国民年金保険料は区役所、区民館又は集金人のいずれかに納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法及び納付額に関する記憶は曖昧であり、申立人の手帳記号番号は昭和 61 年 6 月ころに払い出されており、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7937

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 63 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 63 年 10 月まで
私達夫婦は、昭和 55 年の初めころに国民年金に加入し、加入後の夫婦二人分の国民年金保険料は 3 か月に 1 度程度、自宅に来ていた市の集金人に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 55 年の初めころに妻とともに国民年金に加入したと主張しているが、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができないほか、申立人が納付したとする 3 か月分の保険料は申立期間の保険料額と大きく相違しているなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 62 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 62 年 10 月まで
私達夫婦は、昭和 55 年の初めころに国民年金に加入し、加入後の夫婦二人分の国民年金保険料は 3 か月に 1 度程度、自宅に来ていた市の集金人に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 55 年の初めころに夫とともに国民年金に加入したと主張しているが、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができないほか、申立人が納付したとする 3 か月分の保険料は申立期間の保険料額と大きく相違しているなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和41年3月から42年3月30日までの期間及び同年7月30日から43年1月5日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち昭和42年3月30日から同年7月30日及び43年1月5日から同年10月までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月ごろから43年10月ごろまで

昭和41年3月ごろから43年10月ごろまでの期間のうち約半年間、A社B班に所属して、Cの建設現場で働いていたが、その時の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは確かなので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年4月3日から同年12月22日までの期間において、事業所名は不明だが、D県内において雇用保険の加入記録が確認できることから、申立人がCの建設現場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「工事現場において、班に雇用されていた従業員が、A社の厚生年金保険に入ることは無い。申立人が所属していたB班というのは、A社の関連会社であるE社と思われる。」と回答しているところ、オンライン記録によると、当該期間、E社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、E社の元代表取締役等に照会を行ったが回答は得られず、申立人は「実際に働いていたのは半年間である。」と供述しているところ、上司及び同僚等の氏名を記憶していないことから当該期間の厚生年金保険等に関する扱いについて確認することはできない。

さらに、昭和41年3月から同年4月3日、同年12月22日から42年3月

30日、同年7月30日から43年1月5日までの期間については、申立事業所に勤務していたことを確認できる資料等はない。

このほか、申立人の申立期間のうち昭和41年3月から42年3月30日までの期間及び42年7月30日から43年1月5日までの期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間のうち昭和42年3月30日から同年7月30日までの期間及び43年1月5日から同年10月までの期間は、それぞれ別の会社の厚生年金保険被保険者の加入記録が確認できることから、厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

東京厚生年金 事案 10585（事案 6576 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 38 年 5 月 6 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申立てたところ、同委員会から、申立内容の確認ができる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、A社に入社した後の昭和 38 年 2 月ごろに、同僚と給料明細書を見せ合い、厚生年金保険料控除について話し合った記憶があるので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、A社が既に社会保険の適用事業所でなくなっていることから、同社から当時の資料が得られず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除について確認できないことに加え、同僚3名も、入社時期と厚生年金保険の資格取得日が相違していることから、同社では、必ずしも入社と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえるなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 10 日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、A社に入社した後の昭和 38 年 2 月ごろに、同僚と給料明細書を見せ合い、「厚生年金保険料の控除がなければ、もっと楽になるのに。」と話し合った記憶があるとしているが、当該同僚に確認したところ、「申立人と給料明細書を見せ合ったような記憶はあるが、それがいつなのか、その内容がどうだったのか、具体的に記憶していない。」と回答している。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の資格取得日は昭和 38 年 5 月 6 日になっており、オンライン記録と一致している。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、この他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10587 (事案 4419 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月1日から同年9月14日まで
② 昭和27年9月14日から28年8月7日まで
③ 昭和28年8月25日から29年10月5日まで

姉と比べ年金額が少ないと感じたため、弁護士等に相談するとともに、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間②及び③について脱退手当金の支給記録があることを知った。

脱退手当金が支給されたとする時期は出産直前であり、脱退手当金を受給するようなことはなかったため、脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が見当たらないなどの理由から認められなかった。

しかし、脱退手当金を受給するようなことは断じて無く、審議結果に納得できないので再度申し立てる。

また、申立期間①については、A社(現在は、B社)に入社後、試用期間を経て本採用となっていたはずなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和30年6月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこ

と、ii) 申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間①については、申立人はA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の従業員に関する人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る勤務の状況について確認することができない。」と回答している。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に厚生年金保険被保険者であり、連絡先が確認できた5名の従業員に照会したところ回答のあった2名の従業員は、「申立期間①に申立人が勤務していたことは記憶していない。」と供述している。

また、申立人は、当時の同僚1名の姓のみ記憶しているが、その連絡先は不明であり、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 20 日から 35 年 10 月 14 日まで
平成 21 年 9 月に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 10 月 14 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 4 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、当該支給決定の記録がある者のうち 1 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしている上、申立人と厚生年金保険被保険者資格喪失日が異なるにもかかわらず、脱退手当金の支給決定日が申立人と同日になっていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで
② 昭和 36 年 7 月 1 日から 41 年 5 月 22 日まで

平成 20 年 2 月 13 日に年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立期間②の事業所を退職後の昭和 42 年 4 月 21 日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 3 月 14 日に支給決定されていることを踏まえ、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているなど、事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から31年5月1日まで
平成6年2月ごろに、年金受給の手続をした時に申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年5月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 3 月 25 日から 39 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 10 月 2 日から 40 年 12 月 26 日まで
④ 昭和 41 年 7 月 14 日から 43 年 9 月 1 日まで

平成 20 年 6 月に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 12 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月 20 日から 44 年 12 月 30 日まで
② 昭和 45 年 8 月 10 日から 46 年 1 月 30 日まで

平成 19 年ごろに、年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間以前に勤務していた事業所では脱退手当金を受給した覚えはあるが、申立期間②の事業所を退職する時には、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前の被保険者期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 46 年 6 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 1 日から 45 年 8 月 12 日まで
平成 21 年 10 月に、年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間以前に勤務していた事業所では脱退手当金を受給した覚えはあるが、申立期間については受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前の被保険者期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 45 年 12 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 2 月 2 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 21 年 8 月 26 日から 22 年 8 月 26 日まで

A社B事業所に勤務していた期間のうち、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 21 年 2 月から 22 年 8 月まで継続してA社B事業所に勤務し、両申立期間においても厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員に照会したところ、回答のあった複数の従業員が両申立期間当時は試用期間があり、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は相違していると供述しているほか、申立人が勤務していたとする部署には短期の臨時工が多数いたとの供述が得られた。

また、A社B事業所の総務担当者は、両申立期間に係る資料が保存されておらず、申立期間当時の状況を知る者もないと供述しているとともに、申立人も同事業所における上司及び同僚の氏名を記憶していないため、両申立期間当時の申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、両申立期間において、申立人の記録を含めて遡^{そきゅう}及訂正等の不自然な記載は見られない。

このほか、申立人について、両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 1 日から 7 年 7 月 31 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 2 年 2 月から 4 年 9 月までは 32 万円、同年 10 月から 5 年 9 月までは 56 万円、同年 10 月から 6 年 11 月までは 50 万円、及び同年 12 月から 7 年 6 月までは 15 万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 7 月 31 日の後の同年 8 月 2 日において、2 年 2 月から 6 年 9 月については 8 万円、同年 10 月から 7 年 6 月については 9 万 2,000 円に、さかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、滞納しているA社の厚生年金保険料について、社会保険事務所（当時）に出向き、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する手続を行ったことがある旨を供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る訂正処理について関与していながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月11日から同年6月17日まで
② 昭和34年3月25日から同年6月15日まで

A社に勤務した期間のうち、両申立期間に係る加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和25年8月から退職する43年12月までA社に継続して勤務し、両申立期間においても厚生年金保険被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、両申立期間当時において、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者資格の喪失と再取得となっている従業員が複数名いることが確認でき、そのうちの従業員からは、工場を繭の出荷時期まで一時的に休業するため、その間、従業員はいったん退職し、また復職することを繰り返していたと供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は昭和57年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在は不明である上、当時の社会保険事務担当者は既に死亡していることから、これらの者に申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、両申立期間において、被保険者番号に欠番は無く、訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10608

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

A社に勤務した申立期間の記録が無い。同社に役員として招かれ、B社が新規適用事業所になるまで、A社で厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元役員及び申立人が提出した手紙から、時期は特定できないが、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社の元役員は、「申立人は、B社の代表取締役として招かれたので、A社では厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」とし、別の元役員も、「申立人がB社の設立に携わっていたことは記憶にあるが、同社が新規適用事業所になるまでA社で厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨供述している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、A社は既に適用事業所ではなくなっており、元代表者及び社会保険担当者は死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月から同年 11 月まで
A社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

従業員及び申立人の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人は、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿から複数の従業員に照会したところ、複数の従業員は、「自身の入社時期よりしばらく経過してから厚生年金保険に加入した。厚生年金保険加入前に保険料が控除されていたかは覚えていない。」としている。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番は見当たらず、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、A社は既に適用事業所ではなくなっており、元代表者の所在は不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月30日から48年3月5日まで
A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社では、申立期間中勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表者の回答から判断すると、時期は特定できないが、申立人は、申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は適用事業所になっていない。

また、上記元代表者は、最初の照会以外、連絡が取れないことから申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、申立人が記憶する同僚の住所を特定することができず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

さらに、オンライン記録によると、上記元代表者は申立期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月8日から33年4月1日まで

A財団法人に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。海外赴任期間は昭和31年9月9日から35年10月3日であり、申立期間は海外赴任の一部期間であるが、同財団に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が保管していた永年勤続表彰状及びA財団法人の事業を継承したB法人が提出した申立人の履歴書により、申立人が申立期間当時、同財団に継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人のパスポートの記録により、申立人はA財団法人の職員として、昭和31年9月9日に日本を出国し（C国到着は同年11月7日）、35年10月3日までC国に海外赴任していたことが確認できるが、B法人は、「申立人の履歴書以外は、当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と供述している。

そこで、A財団法人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当時、同財団に勤務していた複数の従業員に照会したところ、8名から回答があり、そのうちの1名は、当時の海外赴任者の取扱いに関して、「当時は、海外赴任者の被保険者資格が継続したのは、現地への到着日までであり、海外赴任者に対し、今後、厚生年金保険料を控除するという告知があったことを記憶している。おそらく、厚生年金保険料が控除された起算日は、昭和33年4月1日だと思う。」と供述している。

このことは、上記被保険者名簿において、申立人と同様に昭和33年4月1日に被保険者資格を取得している者が11名おり、申立人と同様に申立期間当

時に未加入期間がある同僚は、「11名全員が、未加入期間において海外に赴任していた。」と供述していることから、A財団法人は、同年4月1日から海外赴任者について厚生年金保険の資格取得の手続きを行い、保険料を控除し始めたことが推認できる。

また、上記被保険者名簿では、上記の11名全員に旧健康保険法第62条該当者（健康保険は給付制限、厚生年金保険は継続）の記載があり、その該当日は昭和33年4月1日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月12日から24年4月1日まで

A事務所の駐留軍施設に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同施設に勤務していたことを証する日誌帳を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した日誌帳により、申立人のA事務所の駐留軍施設への入所の経緯及び勤務状況についての詳細な記述から、申立人が申立期間に同事務所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、駐留軍施設に勤務する日本人労働者は、国の雇用人としての身分を有しており、その労務管理は渉外労務管理事務所が行っていたが、上記日本人労働者には、昭和24年4月1日から社会保険制度が適用されているところ、A事務所における被保険者原票照会回答票によると、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年4月1日と記録され、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A事務所の記録管理業務を引き継いだB事務所は、「申立人が昭和24年4月1日から同年8月12日まで駐留軍施設で勤務していたことは確認できるが、申立期間の勤務を確認できる記録は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間の控除は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 18 日から平成元年 4 月 1 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に経
理担当として同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認め
てほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立
人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、事業主は、申立人は正社員ではなく、A社では、正社員のみ厚生年
金保険に加入させる取扱いであったと回答している。

また、事業主は、申立期間当時の人事記録等は保存していないが、申立人の
勤務期間は1か月から2か月間であったと回答している。

さらに、申立人がA社を退職後も引き続き同社に勤務していたとする同僚は、
オンライン記録によると昭和62年10月20日に厚生年金保険の被保険者資格
を喪失していることが確認できる。

加えて、A社において昭和63年4月及び同年9月に厚生年金保険の被保険
者資格を取得した二人の従業員は、申立人を記憶していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき
る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業
主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月から35年7月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に洋裁部で縫製担当として同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立人と同じ縫製担当の同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該同僚は、「私は、昭和29年7月1日に入社し、35年7月まで勤務したが、厚生年金保険の加入期間は10か月のみで、厚生年金保険に加入させてもらえない時期があった。」と供述しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚は、29年7月1日に被保険者資格を取得し、30年5月8日に資格喪失していることが確認できる。

また、申立人が縫製担当の同期であるとする3人の同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載が無い。

さらに、A社の経理担当者は、申立期間当時の事業主は既に死亡し、当時の資料は廃棄しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 58 年 6 月 30 日まで間違いなく継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社より提出された人事発令記録及び申立人の妻が記載したノートのメモから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、申立人は、A社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 58 年 1 月の翌月の同年 2 月から、老齢年金を受給していることが確認できる。

このことは、仮に申立人が申立期間において引き続き厚生年金保険に加入していた場合、在職老齢年金は全額支給停止となり受給することはできないことから考えて、事業主が、申立人に係る資格喪失日を昭和 58 年 1 月 1 日とする届出を行ったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月 16 日から 61 年 9 月 1 日まで
② 昭和 61 年 9 月 1 日から 62 年 1 月 12 日まで

A社に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では健康保険に加入し、健康保険証をもらった記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②については、B社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人のA社における雇用保険の加入記録が昭和 57 年 2 月 21 日から 61 年 2 月 22 日までであることから、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間①に、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社から提出された申立人に係る昭和 60 年分及び 61 年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料等控除額は著しく低額であり、申立人が同社から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

また、申立期間①にA社で勤務していた従業員9人に照会したところ、二人が同社では従業員が厚生年金保険へ加入するか否かを選択できたと回答している。

さらに、申立人は、A社から健康保険被保険者証をもらった記憶があると申し立てているが、申立人が申立期間①当時居住していたC区は、国民健康保険加入記録から、申立人は、昭和 58 年 4 月 1 日に資格取得し、62 年 1 月 13 日に資格喪失したと回答している。また、同社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無く、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人が同社において健康保険に加入し、健康保険被保険者証を受け

取ったとは考え難い。

2 申立期間②については、B社の役員及び申立人の上司の回答から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該役員は、申立人の勤務期間は試用期間であり、B社では、試用期間においては厚生年金保険に加入させない取扱いであったと回答している上、申立人の上司も、同社では試用期間が3か月ほどあり、同社において厚生年金保険に加入したのは試用期間が経過してからであったと回答している。

また、申立期間②当時にB社において給与計算を担当していた従業員は、「同社では雇用保険と厚生年金保険の加入手続は同時に行っていた。」と供述しているところ、申立人の同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 10 日から 43 年 8 月 25 日まで
② 昭和 43 年 9 月 15 日から 45 年 10 月 21 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録及び元従業員の回答により、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、A社は昭和 43 年 4 月 1 日から厚生年金基金に加入しているが、申立人の同基金における加入記録は確認できない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べたが、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、同名簿に健康保険証の番号に欠番は無く、記載内容の訂正などの不自然な点は見当たらない。

また、A社は、「申立期間①当時の資料をすべて廃棄してしまったため、厚生年金保険料の控除については確認ができない。」と回答しており、また、申立期間①当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある申立期間当時の従業員 30 名のうち、連絡先が判明した 21 名に同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、12 名から回答を得られたものの、保険料の控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が勤務していたとするB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、同名簿の健康保険証の番号に欠番は無く、記載内容に不自然な点は見当たらない。

また、B社は、昭和53年3月16日に適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の事業主は、現在、病気であるため、申立人の勤務状況等を確認することができない上、同事業主の妻は、「当時の資料は一切残っていないし、申立人のことも記憶にない。」と述べている。

さらに、申立人及び同僚は、B社において申立人と同じ運送業務をしていたとする者3名を記憶しているが、同3名の連絡先が不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

加えて、B社において、申立人の厚生年金保険の記録がある昭和39年7月1日から40年7月20日までの期間及び45年10月21日から47年3月31日までの期間については、申立人の雇用保険の記録を確認することができるものの、申立人の申立期間②における雇用保険の記録を確認することができない。

以上のことから、申立人のB社における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 1 月 17 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 7 年 6 月 1 日から 9 年 4 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及びC社（現在は、B社）に勤務した申立期間②において、D社（現在は、E社）に派遣されて勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②については、雇用保険の加入記録があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の派遣業務を引き継いだF社が提出した申立人に係る在籍証明書により、申立人が申立期間①及び②においてA社及びC社にそれぞれ在籍していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間①及び②にA社及びC社において厚生年金保険の被保険者記録のある元従業員 34 名に照会したところ、14 名から回答があり、そのうち両社の派遣社員であったと答えた元従業員は、「自身の入社日と厚生年金保険の資格取得日が異なっているが、入社日から資格取得日までの期間は、国民年金に加入していた。」と回答しており、事実、オンライン記録並びに当該元従業員が提出したA社発行の派遣社員雇用契約書及び給与明細書により、当該元従業員が入社後 2 か月間は厚生年金保険の被保険者となっておらず、雇用保険料のみ控除されていたことが確認できる上、派遣社員であったと答えた別の元従業員 2 名は、「私がA社に入社するとき、同社から社会保険に加入するかどうかを選べると言われた。また、社会保険の加入の有無にかかわらず、雇用保険は全員加入していたと思う。」「A社及びC社に社員登録されていた期間に、国民年金に加入している期間がある。国民

年金に加入したのは、所属先が変更になって新しい職場で働くまでの間に空きが生じたので、国民年金への加入を会社から勧められた。」とそれぞれ述べていることから、申立人の申立期間におけるA社及びC社との派遣社員としての契約は、雇用保険は加入するものの、社員の選択により社会保険には加入しない取扱いがあったものと推認できる。

また、オンライン記録により、申立人の健康保険証が平成7年4月3日に交付され、同年6月9日に回収されていることが確認できる上、申立人が通院していたとするG医院の歯科診療記録によれば、申立人はA社の被保険者として同年4月1日に資格取得した政府管掌健康保険被保険者証を使用し、同年4月15日に同医院で診療を受けていることが確認でき、加えて、H自治体の被保険者として同年6月1日に資格取得した国民健康保険被保険者証を使用し、同年12月4日に、同医院で診療を受けていることが確認できる。

加えて、申立人の社会保険の取扱い等について、F社は、「派遣期間終了後10年以上経過した記録は保存しておらず、当時の事情を知っている社員もいないので申立人の未加入期間に係る事情については分からない。また、平成7年6月に国民健康保険に切り替えの手続を行ったということは、何か理由があったことであると考えられ、その後、厚生年金保険料を徴収していることはないと思われる。」と回答している。

なお、派遣先のE社は、「申立期間①及び②当時の記録は保管しておらず、当時の担当者、申立人のことをはっきり記憶している従業員もいないため、申立人の勤務実態は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 21 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元取締役及び元同僚等の回答により、期間は特定できないものの、申立人が同社に顧問として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社が提出した基礎年金番号一覧表によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 57 年 4 月 21 日となっていることが確認でき、また、社会保険事務所（当時）が保管する厚生年金保険番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険の年金手帳番号は、資格取得日を同年 4 月 21 日として、同年 4 月 30 日に払い出されていることが確認できる。

さらに、A社の元社会保険事務担当者は、「同社における保険料の控除方法について、正社員は厚生年金保険に加入させていた。保険料は、厚生年金保険に加入させている正社員のみから控除しており、厚生年金保険の未加入者から保険料を控除することは無かった。」と述べている。

なお、オンライン記録によれば、申立期間において、申立人の国民年金への加入が確認できる上、同保険料の納付についても確認することができる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 25 日から 37 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 36 年 4 月から父の経営する同社に取締役総務部長として勤務しており、また、申立期間当時は、経営者としての勉強のために、会社から派遣されて指導者養成講座を受講していたものの、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本等、申立人が記憶していた二人の同僚及びオンライン記録から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる6人の従業員の供述、申立人から提出のあった同社の株主総会議事録及び職制表並びに申立人による同社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社の取締役総務部長として勤務していたことが認められる。

一方、申立人から提出のあった身分証明書その他の関連資料から、申立人は、申立期間当時、B法人が主催する研修である「中小企業コンサルタント指導者養成講座」を受講していたことが確認できる。

また、上記二人の同僚はいずれも、「取締役総務部長であった申立人は、申立期間において、B法人の『中小企業コンサルタント指導者養成講座』を受講していた。また、当該講座終了後に会社で本格的に勤務するようになった。」旨供述しており、これは、申立人及びB法人の当時の従業員の供述とほぼ一致している。このことから判断すると、申立人がA社に勤務した期間のうち、申立期間については社外における研修期間であり、同社において厚生年金保険の被保険者となっている期間における勤務形態及び業務内容とは異なっていた

ことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者証記号番号払出簿によれば、当時、申立人については、A社において厚生年金保険被保険者証記号番号が新たに払い出されており、当該記号番号は、その後、申立人が申立期間の前に勤務した他の事業所において払い出された記号番号と重複していることが判明したため、昭和40年3月に取り消されているものの、当該払出簿における申立人の被保険者資格取得日（昭和37年4月1日）は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の被保険者資格取得日と一致していることから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

これらのことから、事業主は社会保険事務所に対して、上記講座終講後の昭和37年4月1日を申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け出たものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 18 日から同年 10 月 2 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 47 年 3 月ごろに同社に入社し、第二種運転免許を取得した同年 7 月から正社員だと告げられ、タクシー乗務員となった。申立期間も厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことが認められる。

一方、A社から提出のあった「厚生年金基金加入員資格取得および標準給与決定通知書」には、申立人に係る厚生年金基金の加入員資格取得日が昭和 47 年 10 月 2 日と記載されていることが確認でき、これは、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録上の申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日の記録と一致している。このことについて、同社及び同社が加入している厚生年金基金では、申立期間当時、同社では、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金への被保険者資格の得喪の届出においては、複写式の届出様式を使用していたと回答している。

また、A社では、「申立期間当時、当社では採用後に養成期間を設け、当該期間は従業員を雇用保険には加入させていたものの、厚生年金保険には加入させていなかった。」旨回答しており、上記被保険者名簿から申立人と同日の昭和 47 年 10 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる 3 人の従業員も、同様の供述を行っている。

さらに、A社から提出のあった、当時の従業員の社会保険等加入状況に係る

記録において、同記録上の申立人その他従業員に係る雇用保険の被保険者資格取得日は、公共職業安定所の記録と一致している上、上記3人の従業員について、当該雇用保険の被保険者資格取得日から上記被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも1か月ないし5か月となっていることが確認できる。

加えて、上記3人の従業員のうち、申立人と同一職種の乗務員であったと供述している二人に照会したものの、いずれも、上記雇用保険の被保険者資格取得日から厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間に係る給与明細書等を保管していないため、当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

これらのことから、A社では、申立期間当時、採用した従業員について、雇用保険に加入させてから相当期間（養成期間）経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10631

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月から 12 年 6 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。これは当時、同社の代表者が一方的に社会保険脱退を敢行したためである。当該代表者の理不尽な処置により被った不利益の是正を期しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給料支払明細書及びA社の当時の代表者の供述により、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主から、厚生年金保険被保険者が負担すべき保険料を源泉控除されていたと認められることが要件とされているところ、上記給料支払明細書により、申立人は、申立期間にA社から給与の支払を受けていることは確認できるものの、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録では、A社は平成 10 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人は、オンライン記録により、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。また、オンライン記録からA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 6 月 30 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる 3 人の従業員についても、同記録

により、同年6月以降、国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、A社は、申立期間当時、政府管掌健康保険の適用事業所となっていることから、申立人が厚生年金保険に加入していれば当然当該健康保険に加入しており、他の医療保険には加入していないはずであるところ、申立人は、居住していた市の記録において、平成10年6月から12年6月までの間、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10632 (事案 2077 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 17 日から同年 6 月 1 日まで

A社B工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いため、年金記録確認東京地方第三者委員会に対して申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。社会保険庁(当時)からのお知らせのチラシの文面には、「厚生年金保険に加入している事業所に勤め、常用的な使用関係にある70歳未満の人は、厚生年金保険の被保険者になることとされる。」旨記載されており、また、日々雇い入れられる人であっても、「1か月を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その日から厚生年金保険の被保険者になる。」旨記載されていることから、これを年金記録の訂正につながる新たな資料・情報として、再度申立てを行う。厚生年金保険料の給与からの控除については、税務署や地方公共団体が保管する課税関係資料を調査するなどして確認の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、期間を特定できないものの、A社B工場に勤務していたことは推認することができるが、同社同工場では、申立期間当時、採用した従業員について、入社してから2か月程度経過後に、「養成員」として厚生年金保険に加入させる取扱いであったことが認められること、申立人に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料等が得られないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年5月20日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、年金記録の訂正につながる資料・情報として新たに「厚生年金保険の被保険者の資格取得について（お知らせ）」（社会保険庁が作成）を提出したが、当該資料は、厚生年金保険法上の被保険者資格の取得に係る制度上の取扱い等について説明しているものであるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主から、厚生年金保険被保険者が負担すべき保険料を源泉控除されていたと認められることが要件とされている。

また、当時の申立人の住所地を管轄していた税務署及び地方公共団体に照会したものの、申立期間当時の申立人に係る資料を保存していない旨回答しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 15 日から同年 8 月 1 日まで

A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成 10 年分の源泉徴収票で勤務を開始した日と厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった「平成 10 年分給与所得の源泉徴収票」の「中途就職」欄に平成 10 年 7 月 15 日と記載されていること並びにA事務所の当時の社会保険事務担当者（同事務所の代表者の妻）及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間に同事務所に勤務していたことは確認できる。

一方、上記「平成 10 年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料控除額は、A事務所における 5 か月分の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計金額とほぼ一致している。

このことについて、上記社会保険事務担当者は、「平成 21 年 6 月にA事務所は廃業し、申立期間当時の従業員に係る資料が保存されていないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。なお、当事務所では、従業員を厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させており、さらに、各種保険料は当月支給する給与から控除していた。」と供述している。

また、申立期間及びその前後の期間にA事務所において厚生年金保険に加入している二人の従業員は、「申立期間当時、A事務所では採用後に試用期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入できず、国民年金に加入していた。」旨供述しており、オンライン記録によると、二人について、当該厚生年金保険の

未加入期間に国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人のA事務所における雇用保険の被保険者資格取得日は平成10年8月1日と記録され、オンライン記録上の申立人の同事務所における厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

以上のことから、「平成10年分給与所得の源泉徴収票」における5か月分の保険料については、同年8月から同年12月までの分と考えるのが相当である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 10 月ごろから 28 年 8 月 1 日まで
② 昭和 29 年 8 月 30 日から 33 年 4 月ごろまで

A社に勤務した申立期間①及び②について加入記録が無い。

申立期間①は、昭和 27 年ごろから同僚と住み込みで勤務し、申立期間②は、期間をはっきり記憶していないが、同僚と一緒に勤務したので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社の同僚として記憶している1名が、昭和27年ごろから申立人と一緒に住み込みで勤務した旨供述していることから、申立人は当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、A社で勤務した期間については、「昭和27年10月から1年くらい見習期間があった。見習期間の業務は、厚生年金保険被保険者となっている期間の業務と異なった。」と供述しているところ、上記同僚は、「申立人の勤務期間のうち最初の1年くらいは、私が入社した時と同様の仕事をしていました。私も入社して6か月くらいは見習だった。見習期間は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

申立期間②について、申立人がA社において一緒に勤務したとする他の同僚1名は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間前に退職により被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当該期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況について照会したところ、申立人を記憶している者は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から 59 年 8 月まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

両社に勤務していたのは確かなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された源泉徴収簿により、申立人は当該期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 7 月 5 日までの期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該期間に係る上記源泉徴収簿では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社の事業主は、申立人は臨時社員として勤務しており、厚生年金保険には加入させていなかった旨供述している。

さらに、申立人は同僚、従業員の氏名を覚えていないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間に被保険者となった複数の従業員に照会をしたところ 6 名から回答があったものの、5 名は申立人のことを覚えておらず、1 名は申立人を記憶しており、勤務期間が 3 か月弱の臨時社員であった旨供述している。

加えて、申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録は無い。

申立期間②について、B社の親会社であるC社の元従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がB社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、B社は昭和60年4月22日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、当該期間当時は適用事業所になっていないことが確認できる。

また、C社の現在の役員は、B社は当該期間当時、従業員も少なく、厚生年金保険には加入していなかった旨供述をしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 3 月 30 日まで
② 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 7 月 27 日から同年 9 月 8 日まで
④ 昭和 46 年 11 月 1 日から 47 年 1 月 21 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社（昭和 47 年 7 月 1 日、C社に商号変更）に勤務していた申立期間②、③及び④の厚生年金保険の加入記録が無い。会社の名称は変わったが同じ場所にある会社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 34 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、A社の所在地を管轄する法務局において同社に係る商業登記の記録が無く、同社の代表者の氏名等が判明しない上、申立人は、当時の上司及び同僚を記憶しておらず、同社における申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録は無い。

2 申立期間②、③及び④について、申立人は、B社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、B社が商号変更したC社は、平成 3 年 3 月 * 日に解散しており、当時の従業員に係る資料は入手できず、当時の代表者については氏名

等が判明せず、当時の社会保険事務担当者も既に死亡している上、申立人は、当時の上司及び同僚を記憶していないことなどから、同社における申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②、③及び④当時に厚生年金保険に加入しており、かつ連絡先が判明した従業員15人に照会したところ、そのうち6人は、「申立人のことは覚えているが、当該期間も勤務していたか否かは分からない。」と回答している。

さらに、申立期間②について、申立人のB社における雇用保険の離職日は昭和45年9月30日で、再取得日は46年6月1日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間③について、オンライン記録により、B社は、いったん、昭和46年7月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、再び、同年9月8日に適用事業所となっており、申立期間③は適用事業所になっていないことが確認できる。

また、申立期間④について、申立人のB社に係る雇用保険の離職日は昭和46年10月31日であり、C社における再取得日は47年1月21日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から同年 12 月 20 日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には海外勤務していたが、同社に在籍していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された在籍の記録により、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人の妻は、昭和 27 年 2 月から 28 年 9 月まで、申立人は海外勤務していたとしているところ、B社は、「申立期間当時、海外勤務していた従業員の厚生年金保険の加入状況に係る資料が保存されていないので、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。

また、申立人の妻が申立人の同僚として記憶している3人について、オンライン記録により、A社における厚生年金保険の加入状況をみると、そのうちの一人は、申立人同様、昭和 27 年 4 月 1 日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を一度喪失し、同年 12 月 20 日に被保険者資格を再度取得していることが確認でき、同人は、「自分は、申立期間当時、海外勤務していた。」と供述している。一方、他の二人は、いずれも申立期間当時も厚生年金保険に継続して加入していることが確認でき、「申立期間当時は海外勤務していない。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 27 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立人と同日の同年 12 月

20日に被保険者資格を再度取得していることが確認できる従業員二人に照会したところ、いずれも「昭和27年10月以降、海外勤務していた。」と供述している。そして、そのうち一人は、「自分が海外勤務した期間のうち、昭和27年10月から同年12月までの期間に厚生年金保険料を控除されていたか否かは覚えていない。」と供述している。

これらのことから、申立期間当時、A社では、海外勤務の従業員について厚生年金保険被保険者資格を喪失させ、その後、昭和27年12月20日に海外勤務の従業員について、まとめて厚生年金保険に加入させたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 保育園に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同園には平成 10 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 保育園から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、在職証明書及び労働者名簿により、申立人は、同園に平成 10 年 3 月 31 日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 保育園は、「申立期間当時、当園では退職月には厚生年金保険から脱退させていた。申立人は、他の従業員 3 人と共に平成 10 年 3 月 31 日に退職したが、全員について、同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行った。なお、9 年 3 月 31 日に一人、12 年 3 月 31 日に二人がそれぞれ退職しているが、全員同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失させている。いずれも当該従業員の給与から 3 月分の保険料は控除していない。」と回答している。このことは、オンライン記録により、9 年 3 月 31 日に一人、10 年 3 月 31 日に申立人を含め 4 人及び 12 年 3 月 31 日に二人が、いずれも同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから裏付けられる。

また、当時の A 保育園の事務担当者は、「申立人のように 3 月 31 日の退職者の負担を軽減するため、3 月分の厚生年金保険料は控除していない。」と供述している。

さらに、申立人と同時期に A 保育園を退職した従業員 3 人に照会したところ、回答があった二人は、「平成 10 年 3 月 31 日に同園を辞めたが、3 月分の厚生

年金保険料を控除されていたか否かは覚えていない。」とそれぞれ供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 50 年 8 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に社会保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答書及び申立人が記憶している上司と従業員の供述により、申立人が、申立期間のうち、昭和 46 年 9 月から 50 年 1 月まで同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、「従業員から厚生年金保険料を控除するようになったのは、会社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 62 年 4 月 1 日からであり、それ以前に厚生年金保険料を控除したことはない。」と回答しており、同社から提出された申立人に係る昭和 50 年 1 月分の給料台帳により、給与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

さらに、申立人が記憶している上司は、「昭和 37 年 7 月からA社に勤務しているが、厚生年金保険に加入したのは、同社が適用事業所となった 62 年 4 月 1 日からであり、それ以前に厚生年金保険料を控除されたことはない。」と供述しており、このことは、同人について、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 62 年 4 月 1 日）に被保険者資格を取得していることが確認できることから裏付けられる。

加えて、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した 16 人の従業員のうち、所在が判明した複数の従業員に照会したところ、いずれも、「同社が厚生年金保険の適用事業所となる

前から勤務していたが、被保険者資格を取得する前に厚生年金保険料を控除されたことはなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月ごろから26年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述により、期間までは特定できないが、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年5月1日であり、申立期間は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、A社は、昭和28年11月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の従業員に係る資料は確認できず、当時の代表者は既に死亡していることなどから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は同僚3人を記憶しているが、一人は既に死亡しており、一人は名字しか覚えていないため人物が特定できず、所在が判明した一人に照会したところ、「申立期間の厚生年金保険の適用状況については分からない。」と回答している。

加えて、A社が適用事業所となった日（昭和26年5月1日）に被保険者資格を取得した従業員のうち連絡先が判明した従業員3人に照会したところ、回答のあった一人は、「申立期間当時の厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月1日から43年6月18日まで
② 昭和43年9月1日から44年2月1日まで
③ 昭和46年7月4日から54年6月7日まで

A社に勤務していた申立期間①と、B社に勤務していた申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。A社には代表取締役として勤務していた。同社は法人会に入会しており、申立期間①当時、法人会事務員が厚生年金保険料の集金に毎月来ていたことを記憶している。また、B社には、C社を退職してすぐに取締役（専務）として勤務し、昭和44年3月には代表取締役となった。その後、同役に続き取締役を解任されたが、勤務は続けており、47年7月に代表取締役に再就任してから54年6月の破産宣告を受けるまで会社経営をしていたことは確かである。申立期間が厚生年金保険の被保険者として認められれば、脱退手当金を受給した平成6年12月27日の時点で、受給資格期間を満たしていたはずである。受給資格を満たしていないからとの理由で受給した脱退手当金は返済するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に代表取締役として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、A社の複数の従業員名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社における健康保険及び厚生年金保険に関する新規適用届等の各種手続について、申立人は、公認会計士や社会保険労務士に委託をしていたと供述しているが、これらの者の氏名及び所在は不明であり、同社における厚生年金保険の適用状況等を確認することはできない。

加えて、申立人は、A社が加入していた法人会の事務員が厚生年金保険料を収集していた旨主張しているが、同社が、その所在地における法人会に加入していたことは確認できず、同法人会は厚生年金保険料の収集は行っていない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、C社を退職してすぐにB社に取締役として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、当該期間内に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員1名（昭和43年11月1日取得）は、「自分は、厚生年金保険に加入する前は、同社にアルバイトとして勤務しており、その時、申立人は既に同社の役員として在籍していたと思う。」と供述していることから、申立人は当該期間に同社に勤務していたことがわかる。

しかし、B社に係る商業登記簿謄本及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社役員に係る厚生年金保険被保険者の資格取得時期について確認したところ、役員に就任した日より後に被保険者資格を取得している者がおり、役員就任と同時に被保険者資格を取得する手続が行われていたわけではないことがうかがえる。

また、上記被保険者名簿で名前が確認できる役員2名に照会を行ったところ、回答のあった1名は、厚生年金保険料控除については何も分からない旨供述している。

さらに、申立人が記憶する申立期間当時に給与計算業務を担当していた者に照会を行ったが回答は得られず、申立人の当該申立期間における保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は、B社の取締役を解任されたのは無効なので、厚生年金保険の被保険者資格の喪失も無効となることから、厚生年金保

険の被保険者資格を認めてほしいと申し立てている。

申立期間③における申立人のB社での勤務については、商業登記簿謄本の記載内容及び複数の従業員の供述により、当該期間において申立人が勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、オンライン記録上、昭和47年5月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③の大部分は適用事業所となっていないことが確認できる上、申立人は、申立人が同社代表取締役役に再就任した同年7月13日以降に再び同社を厚生年金保険の適用事業所とするような手続は行っていない旨供述している。

また、上述の従業員及び申立期間における役員からは、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人がB社の取締役を昭和46年7月3日に解任された翌日である同年7月4日に申立人は同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、健康保険証の返納記録があり、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月1日から60年4月25日まで
A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い。同事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の当時の事業主及び経理担当者は死亡しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述等は得られない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、申立人を記憶している上述の元従業員のうち1名は、「A社では、入社から一定期間について見習期間を設けており、当該期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、このほか1名から提出を受けた給与明細書では、厚生年金保険に加入していない期間について厚生年金保険料の控除が行われていないことが確認できる。

さらに、申立人が記憶する複数の同僚のうち、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で氏名を確認することができない者がいることから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿において、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。昭和 48 年 4 月 20 日ごろまで出勤し、後は有給休暇等を取得し、退職日は 4 月末日付けの退職願書を提出したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社が保管する退職申告書及び雇用保険の加入記録によると、申立人の同社における退職日は昭和 48 年 4 月 20 日と記録されており、申立期間の勤務が確認できない。

また、A社が保管する厚生年金資格取得台帳及びB厚生年金基金加入員番号台帳によると、申立人の厚生年金保険及び厚生年金基金の資格喪失日は昭和 48 年 4 月 21 日と記録され、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社（現在は、B社が事業を継承）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出があった雇入通知書兼就業条件明示書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち、平成 12 年 5 月 22 日から同年 7 月 31 日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「A社が試用期間を設けていたかは不明であるが、申立期間について、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

また、B社は、給与からの保険料控除については翌月控除としているところ、同社から提出された申立人の賃金台帳によると、平成 12 年 6 月から同年 8 月までの給与から厚生年金保険料が控除されておらず、同年 9 月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から同年11月1日まで

A病院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同病院には、内科研修医として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A病院に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A病院が保管する同病院職員の採用に係る申立人の起案書、平成8年度嘱託医師名簿及び初期臨床研修申込書によると、申立人のB市における嘱託職員（臨床研修医）としての勤務期間は、平成7年11月1日から9年3月31日までであり、申立期間は含まれていないことが確認でき、A病院が保管する申立人に係る上記人事記録の勤務期間とオンライン記録とは一致していることが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚は、既にA病院を退職しており、連絡が取れないことから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、オンライン記録により申立期間にA病院において被保険者であった者10人に照会したところ、回答があった一人は、申立人の採用日を記憶していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 10 日から 57 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿に基づき申立期間において被保険者であった従業員 26 人に文書照会したところ、17 人から回答があり、そのうち 6 人は、「勤務期間ははっきりしないが、申立人はA社に勤務していた。」と回答していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の事業所別被保険者名簿によれば、A社は、昭和 55 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、加えて、申立期間当時の事業主は二人確認できるが、一人は既に死亡し、もう一人は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の有無について、確認することができない。

また、前述の従業員に対する文書照会で回答のあった 17 人のうち、一人の従業員は、「当時、A社全体の厚生年金保険への加入手続は、A社の本社でやっていたが、加入していない人は結構いたと思う。私も、3か月の試用期間があった。そうすれば、すぐに退職してしまう人は加入しないですむので、当時、すぐには加入していない人が多かった。」と述べている。

さらに、申立人は、「知人から、『A社のB支店の仕事を手伝ってほしい。』と誘われたため、A社に入社した。」と主張しているが、その知人は、「申立期間当時、私はA社に就職したが2、3か月で退職したため、申立人のことは知っているものの、私は同社のB支店には勤務しておらず、他のことは分からな

い。」と回答している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人及び同知人の氏名を確認することができなかった。また、同被保険者名簿については、申立期間における健康保険証の整理番号に欠番が無い上、記載内容に訂正など不自然な点は見られない。

なお、申立人の申立期間当時における雇用保険の加入記録は確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から 43 年 9 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたことや健康保険証のことは覚えていないが、A社に勤める前の会社の同僚達と一緒に同社で勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた元同僚及び申立期間当時にA社の厚生年金保険被保険者であった元従業員の回答から、勤務期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の閉鎖商業登記簿謄本により、同社は昭和 54 年 12 月 * 日に解散していることが確認でき、また、申立期間当時の事業主は死亡している上、前述の元同僚及び元従業員に対する文書照会において名前が挙げた同社の社会保険事務担当者は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、前述の元同僚及び元従業員の二人は、「申立期間当時のA社には 30 人程の従業員が勤務していた。」と回答しているが、同社の事業所別被保険者名簿によれば、申立期間当時に同社において厚生年金保険の被保険者となっている者は、最多で 17 人であることが確認できることから、申立期間当時、事業主は、従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったと考えるのが自然である。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿については、申立期間における健康保険証の整理番号に欠番が無い上、申立人の氏名は見当たらず、記載内容に

訂正など不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 15 日から 21 年 3 月 1 日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。B社から「一般的に、在籍期間中に厚生年金保険の資格を喪失することはない。」との回答を頂いているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立人については、社員名簿の紳士淑女録に「昭和 17 年 3 月 24 日入社、62 年 3 月 31 日退職」と記載されており、一般的に在籍期間中に厚生年金保険の被保険者資格を喪失することはないので、資格は継続していたものと思う。」と回答している。

しかしながら、B社の社史によれば、「昭和 20 年、会社規模を集約し、5 工場のうち 4 工場を閉鎖、人員を 1,200 名にし、本社C工場において再発足」との記述があり、また、複数の従業員が、「A社は軍需工場であったので終戦とともに社員を整理し、その後、再雇用をして操業を再開した。」と述べている。

また、健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、昭和 17 年 6 月 1 日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した申立人を含む 93 人の従業員のうち、20 年 8 月 15 日の終戦前に資格を喪失した者は 34 人おり、また、終戦後の数か月のうちに資格を喪失している者は、同年 8 月に 7 人、同年 9 月に 33 人、同年 10 月に 16 人であることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人は、昭和 20 年 9 月 15 日にA社C工場を解雇され、21 年 3 月 1 日に再び同社で被保険者資格を取得し

ていることが確認できる。

加えて、B社は、「当時の社会保険に関する記録が無く、保険料控除等の状況は分からない。」と回答している上、同僚からも、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 3 日から 50 年 4 月 16 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、同期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 47 年 10 月、B社（現在は、C社）の出版部門であるA社に入社した。」と主張しており、申立期間当時、B社からA社に出向して勤務していた従業員の回答から、申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 51 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、前述の昭和 51 年 7 月 1 日に適用事業所となった後、同年 12 月*日に解散により適用事業所でなくなっており、同社の事業を引き継いだC社は、「当時の資料を処分していることから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している。

さらに、A社が適用事業所となった昭和 51 年 7 月 1 日に、被保険者資格を取得している 5 人の従業員に対し、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて文書照会したところ、3 人から回答があり、そのうちの一人は、「私は、申立期間のうちの一部期間は、同社で申立人と一緒に仕事をしていた。A社には親会社のB社から出向してきていたので、厚生年金保険には親会社で加入していた。その後、A社が新規適用事業所となった昭和 51 年 7 月 1 日に同社の厚生年金保険に切り替わった。同社が新規適用事業所となる前に退社して

いた申立人が、申立期間に同社の厚生年金保険へ加入することはあり得ないと思う。」と回答している。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、申立人に具体的な記憶は無い。

なお、申立期間において、B社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 12 月 1 日から 22 年 6 月 30 日まで

A社に和文タイピストとして勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の同僚と制服姿で一緒に撮った写真の裏面に 22 年 4 月と記入してあるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提供された写真に写っている申立人の同僚 2 名の厚生年金保険の資格喪失日がそれぞれ昭和 20 年 3 月 1 日、19 年 12 月 30 日であることがA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認でき、上記写真の撮影時期は、昭和 19 年 12 月 30 日以前であると認められるので、再度確認したところ、申立人は、「昭和 22 年 4 月の記載は、後日写真を受け取った時期を書いたのかもしれない。」と供述している。

また、A社では、「申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人が申立期間に勤務していたか確認できない。」と回答している。

さらに、申立人が記憶していた和文タイピストの同僚は、「申立人のことは覚えているが、退職時期は覚えていない。」と供述しているほか、申立期間にA社に勤務していた複数の従業員に、申立人の勤務状況について照会したところ、申立人の退職日を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月12日から26年10月1日まで

A市のB病院（その後、C病院を経て、現在は、D病院）に正規職員として勤務した期間のうち、健康保険の加入期間（昭和25年5月12日から26年9月30日）における厚生年金保険の加入記録が無い。健康保険と厚生年金保険の加入日が違う日であり、同僚は厚生年金保険に加入しており、自分がなぜ未加入であるのか納得いかない。厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D病院が提出した労働者名簿により、申立人は、昭和24年4月1日から26年9月30日までの期間、継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、C病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時は健康保険のみの適用事業所であったこと、及び同病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が退職した後の昭和27年7月1日であることが確認できる。

また、C病院の人事担当者は、「厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年7月1日以前に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」と供述している。

さらに、申立人は、同僚が厚生年金保険に加入していた旨主張しているが、D病院に係る上記被保険者名簿により申立期間当時に勤務していた複数の従業員に照会したところ、いずれも「厚生年金保険には昭和27年7月1日からの加入であり、それ以前は厚生年金保険料の控除はなかった。」と供述している。

加えて、上記被保険者名簿において昭和27年7月1日以前に厚生年金保険

被保険者資格を取得している者は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年のうちの6か月間

A社(現在は、B社)C営業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には同社でD職として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和27年のうち6か月間、A社C営業所でD職として勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、「当時の人事記録等の資料を保存していないことから、申立人のA社C営業所における勤務状況や厚生年金保険料の控除については不明。」と回答しており、同社から分社化し、昭和63年からEエリアを担当しているF社も同様の回答をしているため、両社から、申立人のA社C営業所における勤務状況や保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、A社C営業所における同僚を記憶していないため、同僚から申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同社C営業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員に申立人の勤務状況等を照会したところ、5名から回答を得たが、申立人を記憶している者はいないため、これらの者から申立人の勤務状況や同社C営業所における車内販売員の厚生年金保険の取扱について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿には、申立期間に係る整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月ごろから 59 年 3 月 1 日まで
② 昭和 61 年 6 月ごろから 63 年 2 月 26 日まで

申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①には、A社に運転手として勤務しており、申立期間②には、B社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人が当該期間のうち、昭和 57 年 7 月 21 日から 59 年 2 月 29 日までA社に運転手として勤務していたことが確認できる。

しかし、A社と顧問契約を結んでいる社会保険労務士事務所は、「申立人は、当時の当事務所の被保険者台帳からみて、雇用保険のみ加入し、健康保険・厚生年金保険には加入しない職種の方であったと思われる。」と回答しており、同社会保険労務士事務所から提出された被保険者台帳により、申立人は昭和57年7月21日から59年2月29日まで雇用保険に加入しているが、厚生年金保険には加入していないことが確認できる。

また、A社の元事業主は、「申立期間①当時、従業員の中には、手取り収入を増やすために健康保険及び厚生年金保険に加入しない者がいた。」と回答している上、当該期間当時、同社で厚生年金保険に加入していた従業員は、「当時は希望しなければ社会保険に加入できなかった。」と回答していることから、同社では、当該期間当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社の所属する健康保険組合は、申立人の申立期間①当時の健康保険の加入状況について「記録の保存期間を経過しており、確認することが

できない。」と回答しているため、申立人の当該期間当時の健康保険の加入状況について確認することができない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間のうち、昭和61年8月20日から63年2月26日までB社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、「従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している上、同社の同僚も「同社には社会保険の適用が無いことを承知で入社し、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答していることから、同社及び同社の同僚から、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 10 日から 51 年 10 月 1 日まで
平成 20 年夏ごろ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、昭和 53 年 10 月 18 日に旧姓から新姓へ氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は、同年 10 月 26 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人が申立期間に係る事業所を退職してから平成 16 年まで国民年金の強制加入期間があったにもかかわらず未加入期間があり、年金に対する意識が必ずしも高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 22 日から 39 年 12 月 21 日まで
申立期間当時は脱退手当金の制度を知らなかった。受給した記憶も無いので、脱退手当金は受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の事業所別被保険者名簿の前後 8 ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 12 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 10 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 7 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 40 年 3 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月1日から54年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では営業所長として勤務していたが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が32万円であった旨主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は28万円であることが確認できる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額は、B健康保険組合の加入記録によると、28万円と記録されており、オンライン記録と一致している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見られない。

さらに、A社において、申立人と同じ職種（営業担当）であったとされる複数の従業員の標準報酬月額は、オンライン記録によると、申立期間及びその前の期間において、申立人と同様に減額されており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、A社の当時の代表者及び社会保険担当者は、「当時の賃金台帳を含む関係資料を保有していない。」旨供述しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月から 32 年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に関する申立人の供述が、同社の元従業員が供述する状況とおおむね一致すること及び申立人が同社での同僚であったとする複数の者が同社の厚生年金保険被保険者であったことから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立期間に係るA社の入・退社時期についての明確な記憶が無い。

また、A社の元従業員は、申立期間当時、同社は社員の出入りが激しく、臨時社員及び見習社員については厚生年金保険に加入させていなかったと供述しているところ、申立人は、見習として入社したと供述していることから、少なくとも申立人は、同社に入社した当初の期間において、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、A社における同僚6人を記憶しているが、いずれもその連絡先が不明であるため、申立人の勤務状況等について照会することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月ごろから30年3月25日まで

A社(後にB社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和28年2月ごろに入社し継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

従業員の一人は、申立人の入社時期について、自身の退職時(昭和28年10月7日資格喪失日)には入社していなかったが、退職後半年か1年ほどで再就職したときには、申立人は在職していた旨の供述、及び、申立人は、入社と同時にA社に住み込みで勤務した旨の供述をしており、申立人の戸籍の附票では、申立人は住所をA社の所在地に変更していることから判断すると、申立人は、入社時期は特定できないものの申立期間のうち、29年9月17日から30年3月25日までの期間については、A社に継続して勤務していたことがうかがえる。

一方、申立期間当時、A社に勤務していた複数の従業員は、入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日に半年から1年程度の相違があり、未加入期間の厚生年金保険料の給与からの控除については不明の旨供述していること、及び、申立人が、同社に入社した時の紹介者であり、申立人より以前に入社していたとする同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日となっていることから判断すると、同社では、必ずしもすべての従業員を入社後ただちに厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の代表者、経理総務担当者及び社会保険に関与していたとする工場長は所在不明であることから、同社における申立期間当時の厚生年金保険の取扱い、申立

人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。